

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月27日
【事業年度】	第25期（自 2024年11月1日 至 2025年12月31日）
【会社名】	株式会社シャノン
【英訳名】	SHANON Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 山崎 浩史
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町二丁目2番12号
【電話番号】	03-6743-1551（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 友清 学
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町二丁目2番12号
【電話番号】	03-6743-1551（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 友清 学
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2021年10月	2022年10月	2023年10月	2024年10月	2025年12月
売上高 (千円)	2,196,093	2,456,133	2,934,302	3,206,743	3,208,384
経常利益又は経常損失 () (千円)	52,258	325,351	273,348	53,328	64,994
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	107,885	365,864	445,667	101,613	27,673
包括利益 (千円)	110,381	361,365	445,006	100,250	27,118
純資産額 (千円)	645,901	285,409	39,534	52,542	986,294
総資産額 (千円)	1,689,126	1,840,823	2,024,290	2,169,482	1,998,382
1株当たり純資産額 (円)	220.20	97.17	12.15	18.31	165.94
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	36.83	124.76	145.68	31.97	5.18
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	36.29	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	38.2	15.5	1.9	2.7	49.2
自己資本利益率 (%)	18.3	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	44.74	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	183,719	3,919	148,765	226,621	593,829
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	246,883	283,580	260,579	160,536	61,110
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	112,128	57,513	545,346	295,037	287,038
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	491,143	264,179	400,862	763,133	1,009,496
従業員数 (名)	213	282	275	254	195
〔ほか、平均臨時雇用者数〕	〔21〕	〔32〕	〔35〕	〔41〕	〔20〕

(注) 1. 第22期、23期、第24期及び第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

2. 第22期、23期、第24期及び第25期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

3. 株価収益率について、第22期、23期、第24期及び第25期は1株当たり当期純損失金額のため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト及び派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員数を〔 〕内にて外数で記載しております。

5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第22期の期首から適用しており、第22期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

6. 第25期は、決算期変更により2024年11月1日から2025年12月31日までの14ヶ月間となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2021年10月	2022年10月	2023年10月	2024年10月	2025年12月
売上高 (千円)	2,206,946	2,382,050	2,765,567	3,032,723	3,202,134
経常利益又は経常損失 () (千円)	87,124	232,782	426,956	108,219	71,000
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	141,316	292,179	460,446	192,969	21,585
資本金 (千円)	448,609	449,046	548,276	550,010	1,084,365
発行済株式総数 (株)	2,932,100	2,934,400	3,173,900	3,180,700	5,926,200
純資産額 (千円)	683,506	392,274	131,192	53,992	990,376
総資産額 (千円)	1,725,997	1,682,347	1,890,606	2,186,902	1,987,663
1株当たり純資産額 (円)	233.03	133.59	41.03	18.76	166.63
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額 (円)	48.25	99.64	150.51	60.71	4.04
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	47.53	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	39.6	23.3	6.9	2.7	49.7
自己資本利益率 (%)	23.1	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	34.16	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (名)	208	249	253	244	187
[ほか、平均臨時雇用者数]	[21]	[28]	[33]	[41]	[20]
株主総利回り (%)	175.3	107.8	51.9	43.1	39.0
(比較指標：東証グロース市場250)	(94.5)	(63.7)	(55.4)	(53.8)	(57.7)
最高株価 (円)	1,720 (3,440)	2,548	1,217	618	575
最低株価 (円)	1,050 (2,100)	976	454	336	321

(注) 1. 第22期、23期及び第24期及び25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額のため、記載しておりません。

2. 第22期、23期及び第24期及び25期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

3. 株価収益率について、第22期、23期及び第24期及び25期は1株当たり当期純損失金額のため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト及び派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員数を〔 〕内にて外数で記載しております。

5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第22期の期首から適用しており、第22期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

6. 第21期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

7. 最高・最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所グロース市場におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

8. 第25期は、決算期変更により2024年11月1日から2025年12月31日までの14ヶ月間となっております。

2【沿革】

2000年8月に前代表取締役社長中村健一郎が大学在学中に友人と共に当社の前身となる有限会社シャノンを創業しました。同社では主に展示会来場申込受付管理・出展者書類提出管理システムの受託開発・販売事業を行っております。同事業の拡大を目的に株式会社に組織変更しました。

その後の経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
2000年8月	東京都世田谷区下馬にコンピューターソフトウェアの企画、制作等を目的として、有限会社シャノン（資本金3百万円）を設立
2002年3月	本社を東京都世田谷区下馬から東京都目黒区自由が丘に移転
2002年4月	更なる事業の拡大を目的として株式会社へと組織を変更
2003年12月	本社を東京都目黒区自由が丘から東京都港区赤坂七丁目に移転
2004年12月	ISO/IES27001認証取得（認証機関 B S I グループジャパン株式会社）（認証登録番号 IS89514）
2006年1月	セミナー・イベント申込受付管理ASPサービス『スマートセミナー』クラウド版をリリース
2006年8月	本社を東京都港区赤坂七丁目から東京都港区赤坂六丁目に移転
2008年5月	プライバシーマーク制度認定取得（登録番号 第10822938(04)号）
2008年7月	本社を東京都港区赤坂六丁目から東京都港区虎ノ門に移転
2008年11月	ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示認定取得（認定 第0042-0811号）
2011年2月	統合型マーケティング支援サービス『シャノンマーケティングプラットフォーム』をリリース
2013年2月	中華人民共和国上海市に、開発拠点として、想能信息科技有限公司（上海）有限公司（連結子会社）を設立
2013年9月	宮崎県宮崎市に宮崎支社を設立
2016年2月	本社を東京都港区虎ノ門から東京都港区三田に移転
2016年4月	大阪府大阪市に関西オフィス（現 関西支社）を開設
2017年1月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2019年11月	愛知県名古屋市に名古屋オフィスを開設
2020年12月	バーチャルイベント専用の子会社として、株式会社ジクウ（連結子会社）を設立
2021年4月	株式会社TAGGYから事業譲受
2021年11月	ヴィビットインタラクティブ株式会社の株式取得
2021年12月	宮崎県宮崎市に宮崎第二支社を開設
2021年12月	ヴィビットインタラクティブ株式会社を吸収合併
2022年4月	東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、グロース市場へ変更
2022年6月	後藤ブランド株式会社の全株式を取得（連結子会社）
2024年10月	後藤ブランド株式会社の全株式を譲渡
2025年9月	株式会社Innovation & Co.へ広告事業（旧TAGGYを前身とする事業）を譲渡
2025年12月	株式会社Innovation X Solutionsの全株式を取得（連結子会社）

3【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社である株式会社 Innovation X Solutions（以下、IX社）、想能情報科技（上海）有限公司、および株式会社ジクウの4社で構成されております。2025年12月のIX社の株式取得に伴い、当連結会計年度末において同社を連結子会社としております。なお、同社については当連結会計年度末をみなし取得日としているため、貸借対照表のみを連結しており、連結損益計算書については翌連結会計年度（2026年12月期）より算入する予定であります。グループミッションとして「マーケティングの再現性で世界を変える」を掲げ、「日本を代表するマーケティングクラウドになる」ことを目指して事業を運営しております。

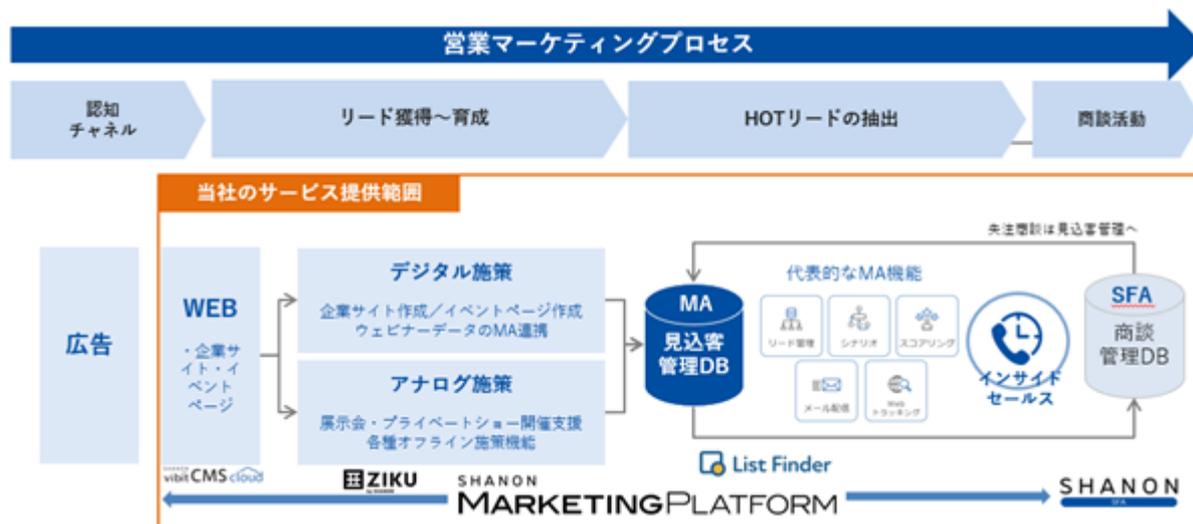
当社グループの軸は、統合型マーケティング支援サービス（1）を提供する「マーケティングクラウド事業」および、イベントの開催・運営を支援する「イベントクラウド事業」の2つのセグメントです。「マーケティングクラウド事業」では、従来の主力製品である『SHANON MARKETING PLATFORM』に加え、IX社が提供する『List Finder（LF）』が加わったことで、B2Bマーケティングにおける製品ラインナップが大幅に拡充されました。これにより、ターゲット層や企業規模に応じた最適なソリューションの提供が可能となり、同事業はグループの中核を担っております。また、周辺領域として、コンテンツマネジメントシステム『SHANON vibit CMS cloud』によるWebサイト構築、および株式会社ジクウによるメタバースイベントプラットフォーム『ZIKU』の開発・販売を展開しております。なお、経営資源の最適化と事業成長の加速を目的に、2025年9月末に広告事業を親会社である株式会社イノベーションの子会社（株式会社 Innovation & Co.）へ譲渡いたしました。現在は、MAおよびイベント・テクノロジーを核としたSaaSプロダクトの高度化と、AI活用による「マーケティング基盤の提供」に注力する体制を敷いております。

現在のマーケティング市場では、MAの導入が一般化する一方で、専門知識やリソース不足から「ツールを十分に使いこなせない」という運用の形骸化が共通の課題となっています。当社はこの市場の壁を打破するため、2026年2月より『シャノンMA』の大幅リニューアルを実施いたしました。これまでの強みであった高い機能性と充実したサポート体制に加え、直感的な操作を可能にする新UI（ユーザーインターフェース）の導入と、対話を通じてフォームやWebページ構築をサポートするAI支援機能の実装を開始しております。

当社グループは、国内MA市場のパイオニアとして「ITreview Grid Award」において24期連続で最高位「Leader」を受賞し、殿堂入りを果たすなど、顧客満足度において高い信頼を得てまいりました。今後は、自社製品への積極的なAI実装を重要なテーマとして掲げ、専門知識がなくても誰もが迷わず成果を出せる「AI支援型MA」への進化を加速させてまいります。

これにより、製造・金融・ITなど多岐にわたる業種の企業に対し、デジタルとアナログ、そしてメタバースを組み合わせた次世代のマーケティング基盤を提供し、顧客企業の持続的な成長とマーケティング課題の解決に貢献してまいります。

当社グループの各セグメントの事業内容は以下のとおりであります。



(1) 当社グループのサービス内容

マーケティングクラウド事業

当事業は、『SHANON MARKETING PLATFORM(シャノンMA)』、『LF』、および『SHANON vibit CMS cloud』の年間利用契約に関するストック型売上(サブスクリプション)及びそれに付随する初期導入やコンサルティングサービス等のフロー型売上(プロフェッショナル)から構成されており、主にB to B(Business to Businessの略。企業を相手とした事業のことを意味します。)企業に対して、『シャノンMA』のクラウドでの提供を軸に顧客企業のマーケティング業務の効率化・自動化等の支援、同サービス利用顧客企業のマーケティング戦略の立案・支援、メール・Webサイト等のマーケティングコンテンツの作成、効果分析、運用代行等のコンサルティングサービスを提供するものです。当サービスの中心となる『シャノンMA』は、クラウド上で豊富な業務支援機能を搭載しており、オンライン・オフラインを問わず多岐にわたるマーケティング施策の運用効率化から、マーケティングデータの取得管理・活用、マーケティングの見える化(2)までワンストップで実施することができることを企図したサービスです。

(マーケティングオートメーションの基本機能)



<基本機能の概要>

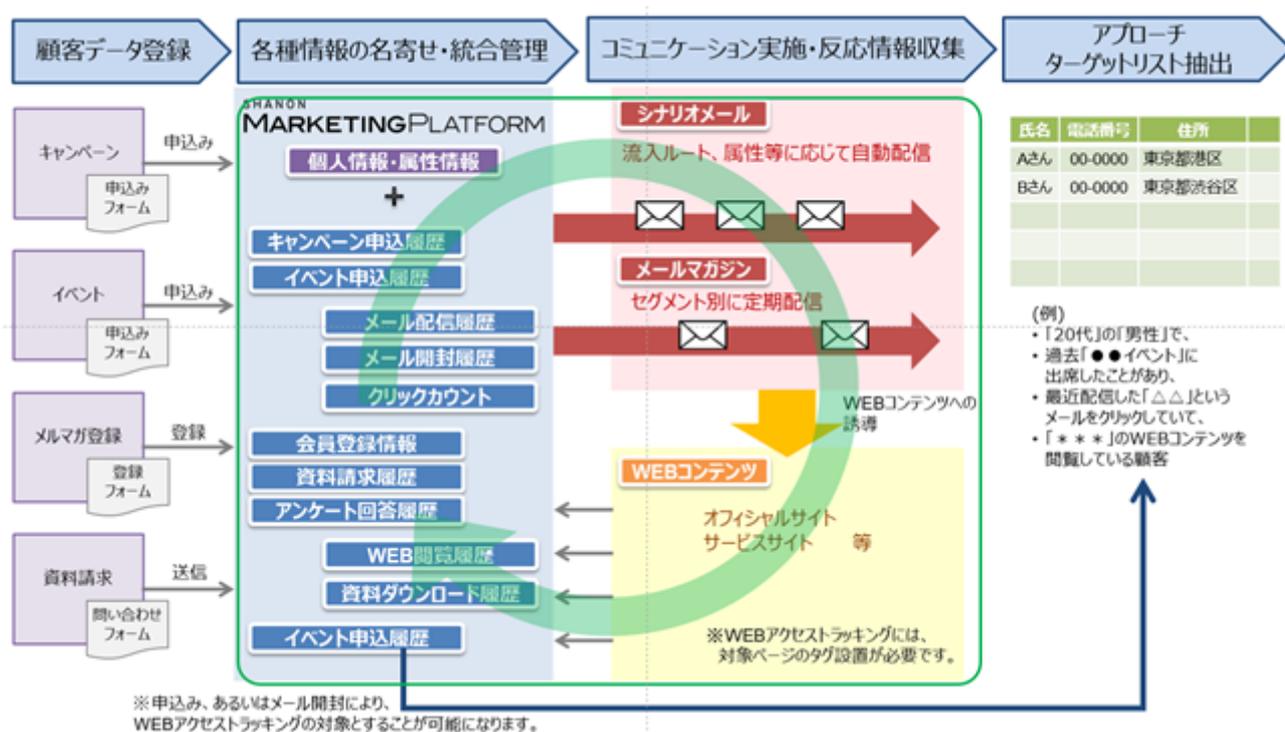
「キャンペーンマネジメント」：リード(見込客)を獲得するための各種マーケティング施策を統合的に管理する機能群

「リードデータマネジメント」：各種マーケティング施策を通じて獲得したリードの情報及びリードの行動・コミュニケーション履歴管理機能群

代表的な機能	内容
リード情報の獲得及び一元管理	キャンペーンやイベント、セミナー等、複数のルートから獲得されたリード（見込客）情報をマージ（名寄せ）して、一元管理することが可能です。オンラインだけでなく、オフラインキャンペーンで獲得した情報も統合管理することができます。
複合検索	リード（見込客）の個人情報・履歴情報を組み合わせた複合検索により、機動的なターゲット抽出が実施できます。複合検索により、顧客自身の行動・反応を織り込んだ有効性の高いターゲット・セグメンテーションを実現いたします。
豊富なメール配信機能	ターゲット抽出条件、コンテンツ、配信タイミング等の柔軟な設定が可能です。 （主なメール配信機能） 一斉メール配信、予約配信、オートリプライ、管理者への通知、差し込み配信、重複アドレスへの配信防止、配信条件指定、配信停止受付、開封履歴管理、クリックカウント
キャンペーン・セミナー・イベント運営業務の効率化	「自動化」「見える化」「定型化」により、運営事務コストを軽減することができます。 「自動化」：告知ページの公開から、定員管理、受付期間終了までを自動制御 「見える化」：「今の申込み状況は？」「現時点で、何人が来場している？」「キャンセルした人は誰？」といった情報をリアルタイムで管理・情報共有 「定型化」：出席者へのお礼メール、欠席者のフォロー、関連コンテンツや次回開催案内等、必要なアクションを定型化することで、タイムリーかつきめ細かな顧客コミュニケーションに事務コストをかけずに実現
Webページ生成機能	AIを活用して、テキスト指示等に基づきWebページ（ランディングページ等）の構成・デザイン・コンテンツを自動生成することが可能です。専門的なWeb制作知識がなくても、短時間で一定の品質およびマーケティング観点を考慮したページを作成・公開できます。 また、生成されたページは、リード情報（見込客情報）や行動履歴と連携することで、顧客の関心や状況に応じたマーケティング施策に活用することができます。
フォーム作成・管理機能	資料請求や問い合わせ、セミナー申込、アンケート等の各種フォームを作成・設置することが可能です。入力項目や必須設定、サンクスページ遷移等に対応しており、取得した情報はリード情報として登録・管理するほか、アンケートデータとしても収集できます。 また、フォームごとの登録状況や入力データを把握・管理し、マーケティング活動における顧客情報の取得基盤として利用されます。
Webアクセス・閲覧履歴の個人別トラッキング	リード（見込客）個人のWeb閲覧履歴をモニタリングすることで、興味・関心の対象とその程度（レベル）を分析することが可能となり、次にとるべき対応や準備すべき事項を明確化することができます。提案コンテンツやフォロースキーム等の細かい計画・実施ができるため、成約までの確率をさらに高めることが期待できます。
リードの本気度・重要度のスコアリング及び自動集計	リード（見込客）の行動履歴や登録プロフィール（3）の項目に任意の配点を行い、それを自動集計してスコアを算出することにより、本気度・重要度の高い顧客を抽出いたします。また、スコアが指定の値に達したとき、あるいは、顧客が特定コンテンツを閲覧したとき等、事前に決めた条件を満たしたタイミングで、自動的に次のマーケティング・アクションを実行することができます。
シナリオ機能でのマーケティング業務の自動化	リードの行動履歴に基づいたマーケティングシナリオを視覚的な操作で簡単に作成することが可能です。行動履歴に基づいてメールやデータ更新などのアクションを自動化し、一連のマーケティング施策を効率よく実施することができます。そして、ビジュアル化された結果に基づきマーケティングシナリオの改善をすることが可能です。
名刺のデジタル化	お預かりした名刺を明日（翌営業日）までにデジタル化し、自動的に『SHANON MARKETING PLATFORM』にデータ登録することができます。PCにつないだスキャナからだけでなく、スマートフォン（iOS, Android）の専用アプリからもスキャンすることができ、また、同アプリから名刺の確認も可能です。
LINE・SMS配信機能	メールと同様にターゲット抽出条件、文面作成、配信タイミング、シナリオによるLINEやSMS配信が可能です。メールアドレスがわからなくても携帯電話番号がわかっていたり、LINE友だち登録してもらえればアプローチすることができます。

代表的な機能	内容
オンライン来場認証機能・イベント人数上限管理機能	イベント会場に来場者がいつ入場し、いつ退場したか、リアルタイムな確認が可能です。また会場内に現在何人いるか、リアルタイムな確認を行う機能として「イベント人数上限管理機能」もあり、来場者に安全、安心なイベントを提供することが可能となります。
動画管理機能	動画の視聴時間をリードと紐づけることにより、動画の視聴データをシナリオなどのMA機能において有効活用することが可能です。
Webパーソナライズ機能	Web閲覧者の状況によってポップアップなどのコンテンツを出し分けする匿名リードの新規獲得にも、獲得済みリードの購買フェーズ引き上げにも使える機能です。
DM	はがきデザインを登録して、ターゲット条件を指定することでDMはがきの印刷から投函まで一貫して行うことができます。 対象者の情報がわからなくても、会社名と住所がわかればアプローチをすることができます。
SFA	リードに紐づく商談や商談に絡むタスクを管理して商談開始から受注に至るまでの進捗状況を可視化し、その活動の管理を行います。 これにより、営業担当者は有望な見込み顧客へのアプローチといったコア業務に集中できるようになります。またMAで蓄積した成果をSFAに、SFAで取得した情報をマーケティング工程に活かすことができます。

(マーケティングプロセスにおける『SHANON MARKETING PLATFORM』の利用イメージ)



当事業から得られる収入は、下表のとおりに大別されます。

売上種別	サービス内容	概要
サブスクリプション (年間契約)	システム利用料 (システム利用料に関するMRR (月額契約金額))	『SHANON MARKETING PLATFORM(シャノンMA)』、『List Finder(LF)』並びに『SHANON ibit CMS cloud』の料金プランに基づく月額基本料金
	システム利用料 (従量課金)	『SHANON MARKETING PLATFORM(シャノンMA)』及び『List Finder(LF)』のオプション機能の利用の有無、ユーザーが保有する見込客数や利用キャンペーン数等に応じて発生する従量課金収入
	有償保守サービス	有償保守専任チームによって提供される工数(時間)消化型の保守作業サービス
	BPO(4)サービス(年間契約)	『SHANON MARKETING PLATFORM(シャノンMA)』並びに『SHANON ibit CMS cloud』利用顧客企業への年間契約でのBPOサービスの提供
プロフェッショナル	各種サービス収入	『SHANON MARKETING PLATFORM(シャノンMA)』並びに『SHANON ibit CMS cloud』の導入時及び既存利用顧客へのコンサルティング・設計・作業費用 デジタル広告の運用、コンサルティング 株式会社ジクウが提供するメタバースイベントプラットフォームシステム『ZIKU』の利用料、従量課金、初期導入サービス、BPOサービス等
	BPOサービス	『SHANON MARKETING PLATFORM』並びに『SHANON ibit CMS cloud』利用顧客企業へのBPOサービスの提供

イベントクラウド事業

当事業は、多くの出展企業を集めた大規模なイベントや展示会、企業によるプライベートショー（ 5 ）において、『SHANON MARKETING PLATFORM』を使った申込受付管理やバーコード・QRコード来場者認証、アフターフォローのメール運用等をワンストップで効率的に実現するクラウドサービスの提供に加えて、電子タブレットでのアンケート、イベント用モバイルアプリ等、各種デジタルデバイスを活用したイベント・展示会等の開催・運営支援を行っております。当サービスの対象顧客は、展示会主催者、中・大規模のプライベートショーを主催する企業、プライベートショー・イベント・展示会のプロデュースを行う広告代理店になります。

（イベントクラウド事業における『SHANON MARKETING PLATFORM』の利用イメージ）



（イベントクラウド事業 提供イベントの種類）



当事業から得られる収入は、イベント・展示会ごとに開催・運営に必要なシステム提供、コンサルティングサービスの提供に伴うサービス売上、並びにイベント・展示会の会期当日の運営支援業務に伴うアウトソーシング売上が主であります。

サービス内容	概要
システム導入サービス（バーチャルイベントに関するシステム構築費を含む）	『SHANON MARKETING PLATFORM』の導入時に発生するコンサルティング・設計・システム導入作業費用及びイベントにおけるシステム利用料
アウトソーシングサービス（機材レンタルを含む）	イベント・展示会の会期当日に利用する機材レンタルサービス、事務局運営支援サービス

（２）当事業の特徴

ワンストップでのマーケティング支援サービスとそれに付随する周辺サービスを提供

当社グループは、オンライン・オフラインのマーケティング活動を統合管理し、最適なコミュニケーションを自動化するマーケティングオートメーション（MA）サービスを中心に、コンサルティング、BPO、Webサイト構築（CMS）、SFA（ 6）、さらにはメタバースイベント『ZIKU』までをワンストップで提供しております。近年、MA市場は大手企業から中堅・中小企業へと拡大していますが、「専門知識不足により使いこなせない」という課題が顕在化しています。当社グループでは、2026年2月の『SHANON MARKETING PLATFORM（シャノンMA）』の大幅リニューアルにより、直感的な新UIとAI支援機能を実装いたしました。これにより、Webサイト制作や施策運用における「専門知識の壁」を取り除き、誰もが迷わず成果を出せる「AI支援型MA」としての価値を提供しております。また、グループ内に加わった『List Finder（LF）』により、ターゲット層や企業規模に応じた最適なソリューションを一気通貫で提供できる体制を構築しております。

マルチプロダクトによるサブスクリプションビジネスの展開

当社は、主力製品である『SHANON MARKETING PLATFORM』ならびに『SHANON Vibilit CMS cloud』をサブスクリプションサービスとして提供しております。サブスクリプションサービスは先行投資型ビジネス（初年度の収益と、顧客獲得コストを比較した際に、顧客獲得コストが上回る）です。新規顧客を獲得すると1年契約であるため、1年間の売上は確定し、また更新率を高めることで次年度以降も継続的な売上を見込むことが可能となります。また費用は初年度の顧客獲得コストの負担は大きいものの、SaaSビジネスであるためサービス維持のための費用（サーバ費用、保守費用、サポート費用等）は比較的安価に押さえることができるため、サブスクリプションビジネスを拡大していくことで、将来に向かって、大きな将来源泉になることが見込まれます。

当社グループでは、成長性の高いマーケティングオートメーション市場のシェア（サブスクリプション事業）を獲得するために、単年度で収益を稼ぐことができるイベントクラウド事業、広告事業の事業収益を先行投資型となるサブスクリプション事業に投資することで、グループ全体での収益バランスを取りながら事業の成長を目指すことが可能であります。当社グループは、主力製品である『シャノンMA』および『List Finder』、ならびに『SHANON vibilit CMS cloud』をサブスクリプション（SaaS）形式で提供しております。これらは継続利用を前提とした先行投資型ビジネスであり、更新率を高めることで次年度以降も安定的な収益を見込むことが可能です。2026年12月期からは、IX社の連結により『List Finder』の収益が本格寄与するほか、広告事業の譲渡により経営資源を主力製品の開発・提供へ集中させることで成長スピードの加速を目指しております。

安定的かつ成長性を有する収益モデル

当社グループの主要事業であるマーケティングクラウド事業は、マーケティング業務の基幹システムとして顧客企業に長期利用される特性を持っております。これらの売上は、収益基盤の安定性に寄与すると共に、既存顧客へのその他サービス展開（クロスセル）や、今後のAI新機能等の追加利用に伴うアップセルを促進する土台となります。

I X社の合流による顧客基盤の拡大と、主力製品への積極的なA I活用などによる付加価値向上により、ストック型収益のさらなる積み上げと、中長期的な収益性の向上を追求してまいります。

なお、サブスクリプション売上の重要指標であるMRR金額の推移は以下の通りであります。

	M R R 金額（各期末時点）単位：百万円
2021年10月期	100
2022年10月期	111
2023年10月期	119
2024年10月期	145
2025年12月期	141

MRRとは、Monthly Recurring Revenueの略で、当社では、期末時点の単月のサブスクリプション売上をMRRとしています。

積極的なソリューション連携

当社グループはソリューション連携を積極的に行っており、当社グループ内の製品連携はもちろん、『SHANON MARKETING PLATFORM』と国内外の先進的な製品ツール・サービスを接続し、お客様への新しい価値を必要な形で提供する「シャノンコネクト」を展開しております。

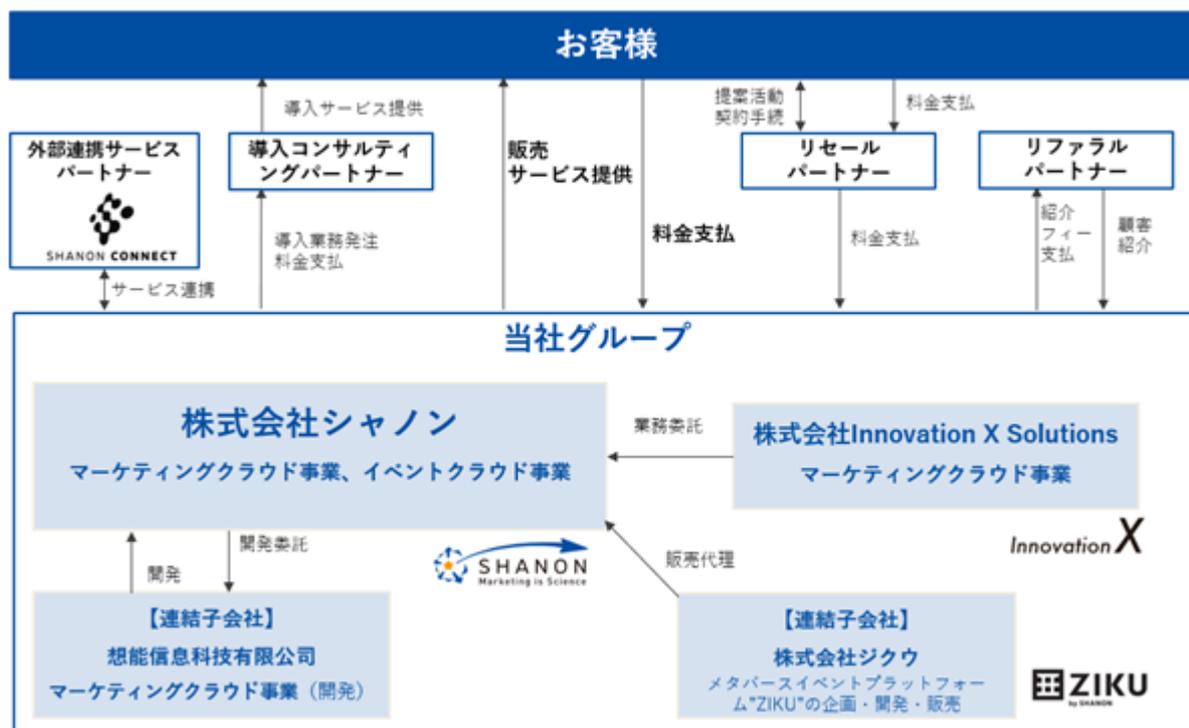
当社グループは、「シャノンコネクト」にパートナーエコシステム（ 7 ）として一体となったオープンプラットフォーム（ 8 ）を構築しており、データ分析、CRM（ 9 ）、SFA、モバイル、コンテンツ、広告、ソーシャルメディア（ 10 ）等の連携サービスを積極的に追加し、他社との協業を推進しております。

（連携ラインナップ）

連携分野	連携サービス・企業	概要
企業データ連携	どどこJP（株式会社Geolocation Technology）	IP（ 11 ）を活用したWebアクセスデータに対する企業データ付与が可能になり、『SHANON MARKETING PLATFORM』のダッシュボード機能により自社のWebに対してどんな企業がアクセスしているかが可視化されます。
Web解析	Google Analytics（Google Inc.）	『SHANON MARKETING PLATFORM』のWebトラッキングデータとGoogle Analytics連携により、『SHANON MARKETING PLATFORM』の登録リード属性情報を用いたWeb解析が可能になります。
SFA・CRM	Sales Cloud（Salesforce.com）	リードデータおよび履歴データとSFA連携することにより、マーケティングパイプラインとセールスパイプラインを結びつけ、最終商談結果でのマーケティングROI（ 12 ）が見えるようになります。
	eSales Manager（ソフトブレイン株式会社）	リードデータおよびキャンペーン申込み情報を連携することで、営業へのタイムリーな見込客の供給や、eSales Manager内の顧客に対するマーケティング活動などを実施することができ、シームレスなマーケティングと営業の連携を効率的に実現することが可能になります。
	Kintone（サイボウズ株式会社）	リードデータを連携することで、営業へのタイムリーな見込客の供給や、kintone内の顧客に対するマーケティング活動などを実施することができ、シームレスなマーケティングと営業の連携を低コストで効率的に実現することが可能になります。
BI（ 13 ）・データ分析	Amazon QuickSight（AmazonWebService）	高速BIサービスであるAmazon QuickSightをシステムに組み込むことで、『SHANON MARKETING PLATFORM』上で、『SHANON MARKETING PLATFORM』データと外部データの組み合わせでの高度なマーケティングデータ分析が可能になります。
EAI（ 14 ）	DataSpiderCloud（株式会社セゾンテクノロジー）	EAIが持つ各種アダプタを用いて、データ連携が可能になります。具体的には『SHANON MARKETING PLATFORM』と基幹システムとの連携や、アマゾンAWSとの連携など複雑なシステム間連携が可能になります。
クレジットカード決済	株式会社DGフィナンシャルテクノロジー GMOペイメントゲートウェイ株式会社	『SHANON MARKETING PLATFORM』で公開するWebフォーム上で、有料クレジットカード決済が可能になります。これにより、有料セミナー申込みの受付等が可能になります。
ETL（ 15 ）	trocco®（株式会社primeNumber）	ETLサービスが有する他サービスとの各種コネクタを使用することで他サービスとの連携を平易に実現する事ができます。

(3) 事業系統図

当社グループの事業系統図は次のとおりであります。



リセールパートナー（ 16）、リファラルパートナー（ 17）、導入コンサルティングパートナー（ 18）、コネクトパートナー（ 19）

（用語解説）

1 統合型マーケティング	単発のマーケティング施策だけでなく、戦略に基づいた複合的なマーケティング活動を意味します。
2 マーケティングの見える化	各種マーケティング活動からそれぞれの活動の結果得られた反応などを可視化することを意味します。
3 プロファイル	何らかの対象に関する属性や設定などの情報を列挙した、ひとまとまりのデータの集合のことを意味します。
4 B P O	Business Process Outsourcingの略称であります。自社の業務プロセスを外部企業に委託することを意味します。
5 プライベートショー	企業が自社商品・サービスをプロモーションするために単独で主催するイベントや展示会のことを意味します。
6 S F A	Sales Force Automationの略称であります。営業支援を目指したシステムのことを意味します。
7 パートナーエコシステム	複数のパートナー企業からなる連携により、相互の依存性から成り立つ経済的繁栄を生み出す環境を意味し、顧客にとってはより多くの新たな手法や選択肢が生まれ、顧客満足度が向上することを目的とした仕組みを意味します。
8 オープンプラットフォーム	ハードウェアやソフトウェアなどにおいて、製品やサービスの基本を構成する技術仕様などを公開したプラットフォームを意味します。なお、プラットフォームとはコンピュータにおいて、ソフトウェアが動作するための土台（基盤）として機能する部分のことを意味します。
9 C R M	Customer Relationship Managementの略称であります。顧客との取引や関係を見直すことで、売上や利益率を向上させる仕組みのことを意味します。
10 ソーシャルメディア	SNSを代表とするインターネット上で展開される個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだメディアのことを意味します。

11 I P	Internet Protocolの略称であります。インターネットで最も基本となる通信手順を定めたプロトコルを意味します。なお、プロトコルとは、複数の主体が滞りなく信号やデータ、情報を相互に伝送できるよう、あらかじめ決められた約束事や手順の集合のことを意味します。
12 R O I	Return On Investmentの略称であります。マーケティング施策を投資活動と捉え、投資に対してどのようなリターンを獲得したかの指標を意味します。
13 B I	Business Intelligenceの略称であります。データを収集・蓄積・分析し、意思決定に役立てる手法や技術のことを意味します。
14 E A I	Enterprise Application Integrationの略称であります。異なるシステム同士を連携させ、より戦略的な機能や情報として提供する統合技術のことを意味します。
15 E T L	Extract、Transform、Loadの略で、企業内に存在する複数のシステムからデータを抽出し、抽出したデータを変換/加工した上でデータウェアハウス等へ渡す処理、およびそれを支援するソフトウェアのことです。
16 リセールパートナー	エンドユーザーに対するシャノンの商品の提案活動、代理販売をしていただく企業様とのパートナーシップを意味します。
17 リファラルパートナー	エンドユーザーに対するシャノンの商品の提案活動、申込みの取次をしていただく企業様とのパートナーシップを意味します。
18 導入コンサルティングパートナー	エンドユーザーに対するシャノンの商品および周辺システムに関する導入コンサルティングや運用サポートをしていただく企業様とのパートナーシップを意味します。
19 コネクトパートナー	シャノンの商品と連携する製品・サービスを提供していただく企業様とのパートナーシップを意味します。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 又は被所有 割合(%)	関係内容
(親会社) 株式会社イノベーション (注)1	東京都渋谷区	410,215	オンラインメディア事業	被所有 56.71	-
(連結子会社) 想能信息科技(上海) 有限公司(注)2	中華人民共和国 上海市	20,000	サブスクリプション、 イベントクラウド	100.00	当社のソフトウェア の開発
株式会社ジクウ (注)2	東京都港区	10,000	メタバース	85.00	経営指導、業務委託
株式会社Innovation X Solutions	東京都港区	15,000	マーケティングオート メーションツールの開 発、販売等	100.00	経営指導、業務委託 役員の兼任 1名

- (注)1. 有価証券報告書の提出会社であります。
2. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. 特定子会社に該当する会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
サブスクリプション事業	138	(17)
イベントクラウド事業	39	(2)
全社(共通)	18	(1)
合計	195	(20)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト及び派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員数を()内にて外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、経理や人事等のコーポレート部門に属する従業員数であります。

(2) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
187(20)	36.9	6.4	5,860

セグメントの名称	従業員数(名)	
サブスクリプション事業	132	(17)
イベントクラウド事業	37	(2)
全社(共通)	18	(1)
合計	187	(20)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト及び派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員数を()内にて外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金差異 提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
18.2	200.0	81.3	77.9	74.7

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものです。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものです。
3. 男女の賃金の差異が生じている主な要因は、男女それぞれの母数に占める管理職級の比率が男性と比べて女性が若干低いこと、並びに、男女間における専門職種の人数分布の差によるものであります。なお、当社では正規・非正規労働者のいずれにおいても、給与規程、評価制度及び採用基準において男女の差異は設けておりません。

連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、当該有価証券報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「マーケティングの再現性で世界を変える」というミッション、「日本を代表するマーケティングクラウドになる」というビジョンの下、「お客様の立場に立つ」「個人と会社の成長」「チームファースト」「創造思考」「サイエンス」という5バリューを行動指針とすることで、当社グループのミッション、ビジョンの実現に繋がると信じ、プロフェSSIONALとして考え行動することに努めていき、マーケティングの再現性で付加価値が早く社会に行き届き、人々の暮らしにも貢献し、次世代に誇れる豊かな世界を実現することを目指します。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、国産MA（マーケティングオートメーション）市場におけるシェアNo.1の奪還を最優先事項に掲げております。ターゲット市場の再定義と拡大を通じて保有アカウント数の最大化を図り、ストック型ビジネスの基盤となるサブスクリプション売上の継続的な成長、および収益性の指標である営業利益率の向上を重点目標としてまいります。

(3) 経営環境及び対処すべき課題

当社グループが属するインターネット市場では、クラウドサービスの利用が拡大し、大企業から中小企業まで裾野が広がっております。一方で、統合型マーケティング支援市場においては国内外の競合が乱立し、シェア争いが激化しています。また、生成AI技術の急速な進展や、個人情報保護法等の法令遵守、情報セキュリティへの関心の高まりなど、企業にはより高度なテクノロジーへの対応と信頼性の確保が求められています。

このような状況の中、当社グループは以下のような課題に継続的に取り組むことで、収益の拡大を推進したいと考えております。

国内MA市場におけるシェア 1の確立とリプレイス戦略の推進

国内マーケティングオートメーション（MA）市場は成長率が鈍化傾向にあり、新規開拓のみならず他社サービスからのリプレイス（乗り換え）需要の取り込みが不可欠となっています。当社グループは、「国産MA市場1」を最短で実現すべく、足元ではアカウント数の拡大を最優先事項といたします。これに伴い、導入ハードルを極限まで下げた戦略的な価格施策を柔軟に展開し、競合他社からのシェア奪取を加速させてまいります。

ターゲット層の拡大と製品ラインナップの最適化

従来のメイン顧客層に加え、より低価格・手軽さを求める顧客層を新たなターゲットとして開拓いたします。従来からのスタンダードプランに加えて、デジタルプラン等の低価格プランの展開を本格化させるとともに、製品開発面においても、これら新層が直感的に操作できる「見やすさ」「使いやすさ」を追求したUI/UXの改善を断行いたします。市場の多様なニーズに適合する製品ポートフォリオを構築することで、顧客基盤の裾野を広げてまいります。

AI実装によるプロダクト競争力の圧倒的強化

製品とAIの親和性を高めることを重点課題と位置づけます。生成AI技術が急速に進展する中、マーケティング領域においても高度な自動化や意思決定支援機能へのニーズが高まっており、継続的な機能強化が競争優位性の確立に不可欠です。当社は、自社でのAIエンジン開発に固執せず、常に最新の外部AI技術をスピーディーに取り込み、製品へと最適化させる「実装力」を追求します。これにより、マーケティング業務の劇的な自動化・高度化を実現し、「AIを使いこなして成果を最大化させる」次世代のプラットフォームとして、他社との明確な差別化を図ってまいります。

収益構造の改革と利益率の向上

当面は、売上高の規模拡大以上に、「利益の最大化」を最優先の経営指標といたします。新規のアカウント獲得コストや運営コストを厳格に管理し、マーケティングクラウド事業における収益性の向上に努めます。また、価格改定やプランの多様化を通じて、LTV（顧客生涯価値）の最適化を図り、持続可能な高収益体質への転換を推進いたします。

人材の少数精鋭化と業務効率の徹底追求

今後の成長においては、人員の単純増を前提とせず、現有戦力の底上げとテクノロジー活用による業務効率化を推進いたします。社員一人ひとりの専門性や職務遂行能力の向上を支援するとともに、社内業務へのAI導入やプロセス改善を徹底し、最小の人数で最大の付加価値を生み出す組織体制を構築してまいります。

システムの安定性とセキュリティの確保

当社グループは、インターネット上で顧客サービスを提供しており、システムの安定稼働の確保は必要不可欠であります。安定したサービスを提供していくため顧客の増加に合わせたサーバーの増設等のインフラ投資や運用管理体制の強化を継続的に行い、システムの安定性の確保に努めてまいります。

また、災害対策に加え、ISMS・PMS等の管理体制の強化を通じて、安定稼働と情報セキュリティリスクの低減を図ってまいります。

親子関係における独立性の確保とガバナンスの徹底

当社グループは、親会社（株式会社イノベーション、持分56.71%）を有する上場会社として、経営の独立性確保と少数株主の利益保護を最重要課題と位置づけています。支配株主との取引においては、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会への事前意見照会を行い、その意見を尊重するとともに、利益相反のおそれがある取締役を除外した取締役会での慎重な審議を徹底しております。今後も、外部専門家の助言活用や適時・適切な情報開示を通じて、公正かつ透明性の高い意思決定プロセスを維持し、実効性あるガバナンス体制のさらなる強化に努めてまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) ガバナンス

当社グループでは、持続可能性の観点から企業価値を向上させるため、サステナビリティ推進体制を強化しております。

取締役会はサステナビリティ全般に関するリスク及び監督に対する責任と権限を有しており、日常においては部門責任者を中心として情報収集を行い、経営会議にてサステナビリティ全般に関する定期的な数値報告・協議・検討を実施し、特に重要な議題については取締役会で報告され、取締役、監査役による協議を行っております。

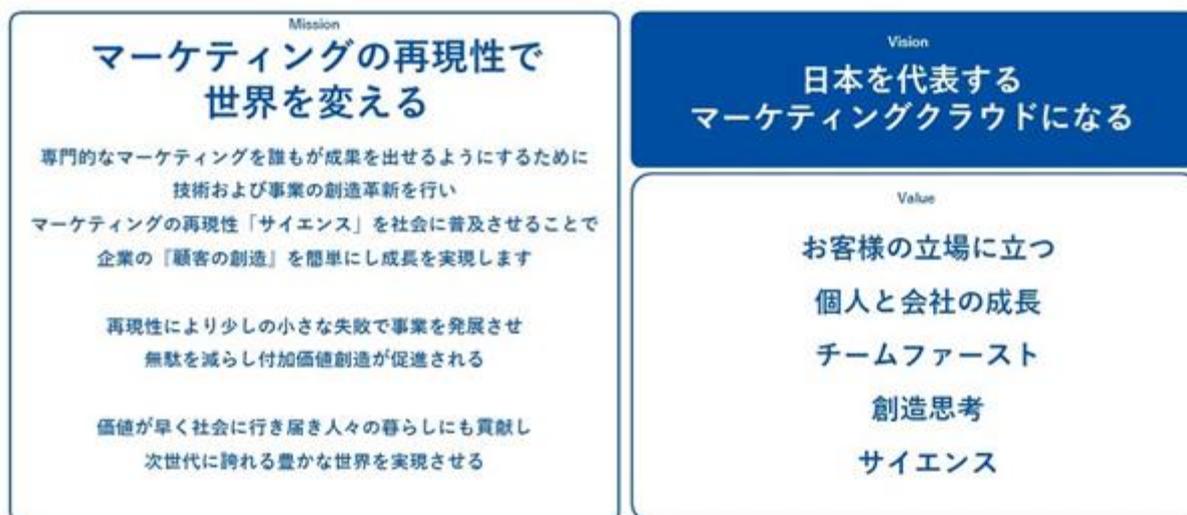
取締役会での協議と決定後、対策を実施する担当部門は、計画、指標、施策を検討し、実行します。

(2) 戦略

当社グループは、マーケティングの再現性で世界を変えることをミッションに、専門的なマーケティングを誰もが成果を出せるようにするために、技術および事業の創造革新を行い、マーケティングの再現性「サイエンス」を社会に普及させることで企業の『顧客の創造』を簡単にし、成長を実現することを目指しています。

マーケティング関連ソリューションを提供するSaaS企業は外資系企業も多く、その企業と対等にビジネスで向き合っていくためには、社員一人一人が役割を果たし、また市場の成長以上に成長していくことも重要であると考えています。そのため、当社グループでは5つのバリューを掲げ、入社時の説明や入社後の月次表彰、研修、評価を通じてその浸透を図っております。

当社グループが大事にするミッション、ビジョン、バリュー



採用方針

当社グループではMVVへの理解、社風や組織文化とのマッチングは重要な点であると考えています。

近年特に重視している新卒採用においては、説明会内でMVVの説明を行うこととしております。また中途採用においても、採用部署による面接だけでなく、最終面接では取締役による面接も実施することで、複数回の面接を経て、スキルマッチだけでなく、社風や組織風土とのマッチングも慎重に見極めていきます。

主な取り組み内容

・採用面接時における当社グループのMVVの説明

新卒採用面接において、会社説明会を実施しておりますが、その場において取締役から当社グループが重視しているMVVの説明を行っております。このMVVは入社後、毎月の月次表彰や、半期ごとに行う評価においても選考・評価軸として活用していることから、当社に入社していただくにあたり、MVVに対する理解を深めてもらうことが社風や組織文化とのマッチングにおいても非常に重要であると考えています。

人材育成方針

当社グループでは、市場成長率が非常に高いマーケティングソリューションの提供を行っていることから、経験者を市場から採用することはもちろんですが、未経験者も採用し、社内において育成することで組織強化を行っています。そのため、人材の内部育成は非常に重要であると考えています。

主な取り組み内容

・入社時研修

当社グループでは、4つの事業セグメントに基づく事業を提供しています。入社した部署におけるOJTや研修が始まる前に、まずは会社や事業全体を知ってもらう、という趣旨で、各事業の説明動画の研修を用意し、全ての従業員に受講をしていただきます。

・階層別研修

ミッションの一つである「個人と会社の成長」を実現するために、主任、課長の職位への昇格時には、同階層の複数部門の従業員を集めて実施する外部研修を実施しています。それ以外に、管理監督者となる課長、部長への昇格時には、マネジメントとして理解してほしい内容をまとめた社内研修を実施しております。それ以外に、IT業界において重要な知識であるプロジェクトマネジメントに関する研修等、必要な研修を企画、実施しております。

・書籍購入支援&ライブラリー整備

業務に直結する専門書籍等の購入はもちろん、業務習熟のために必要な専門書籍等であれば、会社がその購入費用の負担を行っています。また、それらの書籍の利用後は、社内での共有スペースで保管することとなり、他の社員も事由に閲覧を行うことができます。

・職種ごとのJD整備

当社の特徴の一つは、クラウドサービスの開発、販売、サービス提供、サポートサービスまで一貫して当社グループ内で行っていることです。そのため、社内にはエンジニア、営業、カスタマーサポート、導入サービス、バックオフィスなどを担う多様な職種の人材が集まっています。職種を跨いだ人事異動も発生することから、各職種の役割やミッション、求められるスキルの定義は重要であると考えています。そのためJDの整備を行っています。

・職種ごとのコンピテンシー評価項目整備

職種ごとのコンピテンシー評価項目を整備し、そのコンピテンシー評価項目を活用した評価を行っております。

・1 on 1の導入

新卒社員の比率も年々増加していることから、一人一人の成長を促進する機会を生むため、1 on 1の導入を行い、定期的実施をしています。なお、1 on 1は上司、部下双方が意欲的に取り組むことで効果があることから、それぞれに向けたガイドラインを展開しております。

社内環境整備方針

当社グループでは、クラウドサービスの開発、販売、サービス提供、サポートサービスまで一貫して当社グループ内で行っております。また、マーケティング関連サービスとして、コンサルティングサービスやBPO業務も行っております。

マーケティングに関する専門的な知見をもち、またサービス知識を持つ社員が安定的に業務を行うことは、当社の事業上非常に重要な事項となります。

主な取り組み内容

・入社1ヶ月面談、3ヶ月月面談

中途社員は主に、即戦力としての採用をしています。そのため、入社後により早く会社や業務になじみ、より早く成果を上げてもらうために、入社後は本人、上司、人事が一体となって支援を行う面談制度を設けています。

・新卒向けキャリア面談

当社では創業来、新卒社員の採用を継続的に行っており、この数年は毎年2桁の採用を継続しています。その新卒社員が主体的にキャリアを考え、また要望を会社に伝える場として、入社後は本人と人事でのキャリア面談の場を設けています。(入社2年目、4年目)

・定期的な従業員エンゲージメント調査

毎年2回、従業員エンゲージメントを実施し、組織ごとに分析レポートを作成、担当役員、部門責任者、教育担当役員とで協議を行っています。従業員エンゲージメントの結果は組織の健康診断であると認識し、現状の振り返りと次の施策の決定を行っています。

・目標管理制度

当社グループは、高い市場成長率が見込まれるマーケティングオートメーション市場に属して事業を担っていますが、その当社グループへ入社する社員は、各自が成長機会を感じる機会、仕組みを提供することが非常に重要であると考えています。そのため、半年ごとに目標を設け、その目標の進捗に応じて評価を行う目標管理制度を導入しています。

・月次表彰制度、半期表彰制度

当社グループは、クラウドサービスの開発、販売、サービス提供、サポートサービスまで一貫して当社グループ内で行っていることから、非常に多くの職種の社員が働いています。また、4つの事業セグメントがあり、他部署への事業理解は意識をしないと高くない状況にあります。バリューの実現のため、月次表彰、半期表彰を行っています。

(3) リスク管理

当社グループは、執行役員会、経営会議、取締役会にて報告、協議、検討を行った事項について、その内容、リスク度、重要性を踏まえて対処方針を決めています。

項目	内容	リスク度	対処
エンゲージメント	従業員のエンゲージメント状況調査の数値確認	従業員間のトラブル、退職リスク等	定期的な調査並びに指標の確認
コンプライアンス	コンプライアンスに対する知見、意識向上	法令違反、ハラスメントに伴う訴訟・退職リスク等	定期的な知識、意識向上のための研修実施
セキュリティ	情報漏洩やサイバー攻撃等への知見、意識向上	情報漏洩や、サイバー攻撃による情報漏洩リスク	定期的な知識、意識向上のための研修実施
SaaS、IT業界又はDXの知識	SaaS、IT業界又、DXのビジネスを担う企業としての適切な知識	適切な知識がないことによる組織力定価、ブランド失墜	経験者採用、社内の教育・研修の実施
メンタルヘルスケア	従業員のメンタルヘルスの向上	メンタル不調による休職・離職が発生し、戦力ダウンとなる	セルフケア、ラインケアの実施

(4) 指標

当社グループでは持続可能な成長を確保するために、社員にとって働きがいがあり、仕事を続けやすい環境を整備することが重要であると考えています。そのため、次の指標を用いております。当指標に関する実績は次のとおりです。

管理職に占める女性労働者の割合(%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1			エンゲージメントスコア
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
18.2	200	81.3	77.9	74.7	69

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものです。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものです。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、事業上のリスクに該当しない事項であっても、重要であると考えられる事項については、投資者に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。

当社グループは、これらのリスクの発生可能性を十分認識した上で発生回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中に記載している将来に関する事項は、本書提出日現在において入手可能な情報に基づき当社が判断したものであり、将来において発生する可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 市場環境および競争について

国内マーケティングオートメーション(MA)市場は成長率が鈍化傾向にあり、既存顧客の奪い合い(リプレイス)も増加しております。当社グループは「国産MA No.1」の奪還に向け、導入ハードルを下げた戦略的な価格施策や新プランの投入を推進しておりますが、競合他社によるさらなる価格競争の仕掛けや、資本力を背景とした大規模なプロモーションが行われた場合、想定したシェア奪取が進まず、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 技術革新およびAI実装について

当社グループは、生成AIをはじめとする最新テクノロジーの製品実装を重点課題としております。自社開発に固執せず外部技術をスピーディーに取り込む方針ですが、技術革新のスピードが当社の予想を上回る場合や、実装したAI機能が顧客ニーズに適合しない場合、あるいはAI利用に関する新たな法的規制や倫理的課題が発生した場合には、プロダクトの競争力が低下し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 収益構造の改革および利益率の向上について

当社グループは当面「利益の最大化」を最優先とし、コスト管理の徹底とLTV(顧客生涯価値)の最適化を進めております。しかしながら、新規アカウント獲得のためのマーケティング費用が想定を超えて増大した場合、あるいは低価格プランへの移行が想定以上に進み顧客単価(ARPU)が著しく低下した場合には、収益構造の改革が遅れ、目標とする利益率を達成できない可能性があります。

(4) 人材の少数精鋭化と業務効率について

当社グループは、人員の単純増を前提とせず、テクノロジー活用による少数精鋭の組織構築を掲げております。しかし、既存戦力の育成が計画通り進まない場合や、高度な専門性を持つ中核人材が流出した場合、また社内業務のAI化・自動化が十分に成果を上げられなかった場合には、業務運営の停滞や生産性の低下を招き、事業拡大に支障をきたす可能性があります。

(5) 親会社との関係について

当社グループは、株式会社イノベーションを親会社(持分56.71%)とする上場会社です。当社グループは経営の独立性を維持し、公正な意思決定プロセスを構築しておりますが、親会社のグループ経営方針の変更や、独立性確保に関するガバナンスが十分に機能しなかった場合には、少数株主の利益が損なわれる可能性、または当社グループの独自の事業展開に制約が生じる可能性があります。

(6) 法的規制および情報管理について

当社グループは、「個人情報の保護に関する法律」や「特定電子メール法」等の法的規制を遵守し、ISMSおよびプライバシーマーク(PMS)認証を通じた厳格な情報管理体制を構築しております。しかしながら、今後のAI利用に関する法的規制の強化や、Cookie規制等のプライバシー保護に関する国際的な動向により、当社のサービス提供が制約を受ける可能性があります。また、万が一、情報の漏洩やサイバー攻撃等が発生した場合には、社会的信用の失墜や損害賠償責任の発生により、当社グループの財政状態および経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(7) システム障害および外部インフラへの依存について

当社グループの事業は、Amazon Web Services, Inc.が提供しているクラウドコンピューティングサービス「AWS」を基盤として運営しております。顧客へのサービス提供が妨げられるようなシステム障害やサイバー攻撃等を回避すべく、複数の地理的リージョン（注1）とアベイラビリティゾーン（注2）の利用による冗長性の確保、定期的な脆弱性診断、各種不正アクセス対策、およびシステム稼働状況の常時監視を実施しております。しかしながら、これらの対策にもかかわらず、「AWS」における大規模な障害や予期せぬ事象によるシステムダウンが発生した場合には、サービスの提供に支障をきたし、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 為替変動リスクについて

当社グループは、外部クラウドサーバーのAmazon Web Services社が提供するサービスをはじめとする海外事業者が提供するサービス利用料等の支払いの一部を外貨建てで行っております。しかし、想定以上に為替相場が円安傾向となった場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 1 地理的リージョン

地理的に独立したサーバーの設置エリアのことを意味します。

(注) 2 アベイラビリティゾーン

リージョンの中の個々の独立したデータセンターの名称のことを意味します。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、当社は当事業年度中に決算期変更を行っております。その結果、当連結会計年度は14ヶ月の変則決算（2024年11月～2025年12月）となっておりますので、前年同期との比較は行っていません。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりであります。

a. 財政状態

（資産）

当連結会計年度末における資産合計は、1,998,382千円（前連結会計年度末2,169,482千円）となり、171,100千円の減少となりました。このうち、流動資産は1,400,495千円（前連結会計年度末1,376,156千円）となり、24,338千円の増加となりました。この主な要因は、受取手形、売掛金及び契約資産が220,717千円減少した一方で、現金及び預金が246,362千円増加したことによるものであります。また、固定資産は597,456千円（前連結会計年度末783,727千円）となり、186,270千円の減少となりました。この主な要因は、保険積立金が162,046千円減少したことによるものであります。

（負債）

当連結会計年度末における負債合計は、1,012,087千円（前連結会計年度末2,222,025千円）となり、1,209,937千円の減少となりました。このうち、流動負債は977,431千円（前連結会計年度末986,827千円）となり、9,395千円の減少となりました。この主な要因は、賞与引当金が75,354千円、未払消費税等が58,116千円、未払金が25,838千円、未払法人税等が21,707千円それぞれ増加した一方で、1年内返済予定の長期借入金が90,784千円、前受金が62,638千円、支払手形及び買掛金が36,642千円それぞれ減少したことによるものであります。また、固定負債は34,656千円（前連結会計年度末1,235,197千円）となり、1,200,541千円の減少となりました。この要因は、社債が1,174,046千円、長期借入金が26,495千円それぞれ減少したことによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は、986,294千円（前連結会計年度末 52,542千円）となり、1,038,836千円の増加となりました。この主な要因は、新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ534,355千円増加したことによるものであります。

b. 経営成績

当社グループが属するクラウドサービス市場において、クラウドサービスを利用している企業の割合は引き続き上昇傾向にあります。総務省の令和6年「通信利用動向調査」によると、令和6年8月末におけるクラウドサービス利用企業の割合は80.6%（前年77.7%）に拡大しています。また、同調査によると、資本金規模別のクラウドサービス利用状況においても、資本金規模を問わずその利用率は拡大傾向が続いています。このように成長を続けるクラウドサービス市場の中で、当社が属するマーケティングオートメーション（SaaS）分野も例外ではなく、今後も3.2%（2024～2029年度の年平均成長率）の市場成長率が見込まれています。また、当社が提供する他のサービス（CMSやCX/マーケティングスイート分野）も含めると今後10.2%（2024～2029年度の年平均成長率）の市場成長率が見込まれています（出典：株式会社富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場2025年版」）。なお、当社は他にもSFA(*1)サービス等の提供も行っており、各市場自体の成長やソリューションの拡大に伴うTAM(*2)の拡大による今後の当社事業の成長余力は高いものと認識しております。

このような状況のもと、当連結会計年度における売上高は、マーケティングクラウド事業におけるストック型売上（サブスクリプション）やイベントクラウド事業が堅調に推移しました。一方、近年は積極採用による人件費の増加を主因として営業費用は増加傾向にありましたが、前期からの採用抑制やそれを補う人事異動による人員の有効活用により採用費や人件費を抑制したことや、広告宣伝施策の見直し等による徹底したコスト管理と運用（生産）効率の向上、不採算事業の整理及び減損損失の計上によりのれん償却費が減少したことなどを主因として、営業費用は大幅な減少に転じています。その結果、営業損益も大幅に改善し、第3四半期連結累計期間で黒字に転換し、当連結会計年度では営業利益に加え、経常損益についても黒字転換しました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は3,208,384千円、営業利益は120,747千円、経常利益は64,994千円、親会社株主に帰属する当期純損失は27,673千円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当社は、前連結会計年度に不採算の広告事業の一部売却（連結子会社株式の譲渡）、追加機能開発の停止及び人員削減等によるメタパース事業の縮小を決定し、収益性重視の経営ヘシフトしています。今後は、主力事業であるサブスクリプション事業に経営リソースを集中させ、早期の黒字経営への回帰、財務体質改善を経営上の最優先課題としています。これらの課題に取り組むにあたり、各事業の位置づけを明確にするべく再検討を行った結果、広告事業及びメタパース事業については、主力事業であるサブスクリプション事業を支える付随サービスとしての性質が強くなったことを踏まえて、「サブスクリプション事業」に含めることにするとともに、その名称を「マーケティングクラウド事業」に変更いたしました。

その結果、従来「サブスクリプション事業」「イベントクラウド事業」「メタパース事業」「広告事業」の4区分としておりましたが、当連結会計年度より、「マーケティングクラウド事業」と「イベントクラウド事業」の2区分に変更しています。

旧セグメント	内容	新セグメント	内容
サブスクリプション事業	MA、CMSのシステム利用料、MRR（月額契約金額）、従量課金、有償保守サービス、年間契約のBPOサービス MA、CMSに関する初期導入サービス、BPOサービス、WEB制作、マーケティングコンサルティング等	マーケティングクラウド事業	MA、CMSのシステム利用料、MRR（月額契約金額）、従量課金、有償保守サービス、年間契約のBPOサービス MA、CMSに関する初期導入サービス、BPOサービス、WEB制作、マーケティングコンサルティング等 デジタル広告の運用、コンサルティング 株式会社ジクウが提供するメタバースイベントプラットフォームのシステム利用料、従量課金、初期導入サービス、BPOサービス等
イベントクラウド事業	SMPを用いたイベントのシステム支援（バーチャルイベントに関するシステム構築費を含む）、会期当日支援（機材レンタルを含む）	イベントクラウド事業	SMPを用いたイベントのシステム支援（バーチャルイベントに関するシステム構築費を含む）、会期当日支援（機材レンタルを含む）
広告事業	デジタル広告の運用、コンサルティング	-	-
メタバース事業	株式会社ジクウが提供するメタバースイベントプラットフォームのシステム利用料、従量課金、初期導入サービス、BPOサービス等	-	-

a. マーケティングクラウド事業

マーケティングクラウド事業は、「SHANON MARKETING PLATFORM」を中心とする年間利用契約に関するストック型売上（サブスクリプション売上）とそれに付随する初期導入やコンサルティングサービス等のフロー型売上（プロフェッショナル売上）から構成されています。

当連結会計年度における売上高については、最重点方針として取り組んでいるストック型売上は順調に推移しました。なお、フロー型売上については、前連結会計年度の広告事業の一部売却（連結子会社株式の譲渡）や当連結会計年度に行った広告事業の譲渡、大型のコンサルティング案件収束の影響で前期比では減少となりましたが、想定通りの推移となっています。

この結果、当連結会計年度におけるストック型売上は2,054,219千円、フロー型売上は544,421千円、マーケティングクラウド事業全体の売上高は2,598,640千円、営業利益は439,960千円となりました。また、当連結会計期間末における契約アカウント数は、571アカウント（前期末比2.9%増）となりました。

b. イベントクラウド事業

イベントクラウド事業は、コロナ禍以降のリアルイベント開催減少という市場状況から一転して、前期後半からリアルイベント開催への回帰傾向が鮮明となり、当社のイベントクラウド事業を取り巻く市場環境は改善してきています。当連結会計年度においては、大型イベントの会期が多くあり、前期比で増収増益となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は609,744千円、営業利益は97,524千円となりました。

- 1 Sales Force Automationの略で、商談管理ツールを意味します。
- 2 Total Addressable Marketの略で、獲得できる可能性のある全体の市場規模を意味します。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末比で246,362千円増加し、1,009,496千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動の結果得られた資金は、593,829千円となりました。これは主に、売上債権の増減額245,510千円（増加要因）、減価償却費181,872千円（増加要因）、賞与引当金の増減額74,647千円（増加要因）、社債償還損61,446千円（増加要因）によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動の結果支出した資金は、61,110千円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出165,437千円、保険積立金の解約による収入147,081千円、有形固定資産の取得による支出99,592千円、敷金の回収による収入69,223千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動の結果支出した資金は、287,038千円となりました。これは主に、転換社債型新株予約権付社債の償還による支出697,695千円、株式の発行による収入545,536千円、長期借入金の返済による支出117,279千円によるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループの事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループは、受注実績の金額と販売実績の金額の差額が僅少であるため受注実績の記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年12月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
マーケティングクラウド事業	2,598,640	4.6
イベントクラウド事業	609,744	26.3
合計	3,208,384	0.1

(注) 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)		当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
ぴあ株式会社	432,994	13.5	181,896	5.7

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりです。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択適用のほか、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、過去の実績等を勘案して合理的な見積りを行っておりますが、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは、「第5 経理の状況

1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等の分析

経営成績等の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載しております。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの事業活動における主な運転資金需要は、人件費(売上原価やソフトウェアに計上されるものを含む)、仕入、広告宣伝費、システムの運用・保守費用等であります。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本としながら、市場の状況等を勘案しながら必要に応じて株式発行等で調達する方針であります。

なお、当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は280,481千円であり、その主なものは主力製品である『SHANON MARKETING PLATFORM』におけるソフトウェアの開発176,925千円であります。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア等	のれん	その他	合計	
本社 (東京都 港区)	全社	本社設備	58,538	25,334	275,971	66,083	5,507	431,435	162(5)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 本社は賃借しており、年間賃借料は79,730千円であります。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト及び派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員数を()内にて外数で記載しております。
4. 本社以外の設備については、重要性がないため記載を省略しております。

(2) 国内子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

(3) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,690,000
計	12,690,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (2026年3月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,926,200	5,926,200	東京証券取引所 (グロース)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。なお、1 単元の株式数は100株 であります。
計	5,926,200	5,926,200	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第21回新株予約権(2020年9月10日取締役会決議)

	事業年度末現在 (2025年12月31日)
新株予約権の数(個)	600
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 -
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	120,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	960(注)2
新株予約権の行使期間	2020年9月28日~2030年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 960 資本組入額 480
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末日現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末日現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式200株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新

株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または合併を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権を残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときは、この限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交付契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた数とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

5. 当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、上記に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
6. 当社は2021年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第28回新株予約権（2025年9月12日取締役会決議）

付与対象者	当社取締役 5 当社従業員 7
新株予約権の数（個）	1,600
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	160,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	414
新株予約権の行使期間	2028年1月1日 ~ 2030年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	発行価額 1,500 資本金組入額 750
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末日現在（2026年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末日現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2025年9月11日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）である金414円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2026年12月期及び2027年12月期の事業年度において、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益が、下記に定める水準を充たした場合にのみ、それぞれに定められている割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として、本新株予約権を行使することができる。なお、当該行使可能割合の計算において、行使が可能となる新株予約権の個数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(a)2026年12月期の営業利益が150百万円を超過した場合：行使可能割合20%

(b)2027年12月期の営業利益が300百万円を超過した場合：行使可能割合80%

また、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。

上記の条件達成に加えて、2027年10月1日から2027年12月31日までの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の株式時価総額の平均値（次式によって算出するものとする。）が40億円以上となった場合に限り、それ以降本新株予約権を行使することができる。時価総額＝時価総額の算出日時時点の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値×時価総額の算出日時時点の当社発行済株式総数（自己株式数を除く）

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の割当日 2025年10月2日

6. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記6に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 2025年10月2日
9. 申込期日 2025年9月26日
10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
当社取締役5名 950個
当社従業員7名 650個
なお、上記の人数及び個数は上限数を示したものであり、本新株予約権に対する引受けの申込み状況等により、割当てを受ける人数及び個数は減少することがある。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権は、次のとおりであります。

株式会社シャノン第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	2023年2月24日
付与対象者	ウィズAIoTエポリューションファンド投資事業有限責任組合
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 866,412
新株予約権の行使時の払込金額(円)	709.20
新株予約権の行使期間	2023年3月14日 ~ 2027年12月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 709.20 資本金組入額 354.60
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度において、新株予約権全数(49個)が行使されたため、当事業年度末現在の残高はありません。

- (注) 1. 募集社債の名称 株式会社シャノン第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 募集社債の総額 金614,460,000円(額面総額614,460,000円)
3. 各募集社債の金額 金12,540,000円の1種
4. 各募集社債の払込金額 金12,540,000円(額面100円につき金100円)
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債券は発行しない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率 本社債には利息を付さない。
8. 申込期日 2023年3月13日
9. 申込取扱場所 株式会社シャノン 経営管理本部
10. 本社債の払込期日 2023年3月13日
11. 本新株予約権の割当日 2023年3月13日
12. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、本新株予約権付社債の全部をウィズ AIoT エポリューション ファンド投資事業有限責任組合(以下「割当先」という。)に割り当てる。
13. 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
14. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
15. 財務上の特約
- (1) 担保提供制限

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債の発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債(会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。)に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

(2) その他の条項

本新株予約権付社債には担保切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

16. 償還の方法

- (1) 本社債は、2027年12月27日（以下「償還期限」という。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
- (2) 当社は、2025年12月25日以降、2027年12月24日までの期間のいずれかの日を償還日として、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対して、償還日（償還期限より前の日とする。）の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該償還日に、残存する本新株予約権付社債の全部又は一部につき、当該償還の対象となる本新株予約権付社債の額面金額に、当該償還日に応じて定められる以下に記載の割合を乗じた金額で繰上償還することができる。
- 2025年12月25日から2026年12月24日までの期間：104.0%
2026年12月25日から2027年12月24日までの期間：105.0%
- (3) 本社債権者は、2025年12月25日以降、2027年12月24日までの期間、その選択により、償還日（償還期限より前の日とする。）の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面金額で繰上償還することを、当社に請求する権利を有する。
- (4) 前号の規定にかかわらず、本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、次に掲げる場合には、その選択により、当社に対して、償還日（償還期限より前の日とする。）の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面金額に110.0%の割合を乗じた金額で繰上償還することを、当社に請求する権利を有する。
- 当社が消滅会社となる第三者との合併、又は当社が第三者の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転、又は当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割又は株式交付計画に基づき株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得した場合
当社の事業又は資産の全部又は重要な一部の譲渡又は当社の事業に重要な影響を与える譲受け
当社の解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他の倒産手続開始の申立て
当社の普通株式の上場廃止又はその決定
当社によるその時点で残存する第25回新株予約権の一部又は全部の取得の決定
当社が割当先との間で締結する本新株予約権付社債及び第25回新株予約権に関する投資契約（以下「本投資契約」という。）の当社による重大な違反があった場合
公開買付けに関する割当先の事前承諾のない当社の意見表明
行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号、その後の改正を含む。）第19条第8項に定める「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」をいう。）の発行を決定した場合
当社の役員又は従業員以外へ割り当て又は交付される新株予約権、新株予約権付社債、株式等の発行を当社が決定した場合
割当先が本投資契約に基づき指定した取締役候補者の選任に係る議案又は当該選任において必要な定款の変更に係る議案が本社債の払込期日以降に開催される当社株主総会の議案とならなかった場合
- (5) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を書面をもって通知する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、本要項第15項第(1)号又は第16項の規定に違反し、30日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が1億円を超えない場合はこの限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

(6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売（公売を含む。）の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

18. 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計49個の本新株予約権を発行する。

19. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(3)号記載の転換価額（但し、本項第(4)号乃至第(8)号の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

(3) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、当初760円とする。但し、転換価額は、本項第(4)号乃至第(8)号の定めるところに従い調整される。

(4) 転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(5)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(5) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(7)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本項第(7)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債（但し、当社の役員及び従業員に対し割当て又は交付される新株予約権は除く。）を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとな

る当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本号乃至第(8)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(7)号に定める時価を下回る価額になる場合

- () 当該取得請求権付株式等に関し、本号による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして本号の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。
- () 当該取得請求権付株式等に関し、本号又は上記()による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの当該本項第(7)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

本号乃至における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該転換価額の調整においては、当該対価を転換価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

本号乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

本号乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本号乃至の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (6) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (7) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(5)号乃至第(8)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。
完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(5)号乃至第(8)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該転換価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えたものとする。
- (8) 本項第(5)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (9) 本項第(4)号乃至第(8)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (10) 本新株予約権を行使することができる期間
2023年3月14日から2027年12月24日までとする。但し、当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、当該償還日の前営業日まで、期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、当該償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、2027年12月25日以降に本新株予約権を行使することはできない。
- (11) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (12) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (14) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び転換価額の算定理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本要項及び割当先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の新株予約権に関する評価結果及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととし、転換価額は760円とした。
- (15) 新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(10)号記載の行使期間中に、本項第(18)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (16) 新株予約権の行使請求の効力発生時期
行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(18)号記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。
- (17) 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。
- (18) 本新株予約権の行使請求受付場所
株式会社シャノン 経営管理本部
東京都港区三田3-13-16 三田43M Tビル4階
20. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）
株式会社シャノン 経営管理本部
東京都港区三田3-13-16 三田43M Tビル4階
21. 本社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。

22. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

23. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

- (1) 第21項に定める公告に関する費用
- (2) 第22項に定める社債権者集会に関する費用

24. 譲渡制限

本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。

25. その他

- (1) その他本新株予約権付社債の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

株式会社シャノン第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	2023年12月22日
付与対象者	ウィズAIoTエポリューションファンド投資事業有限責任組合
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	387
新株予約権の行使期間	2024年1月30日 ~ 2027年12月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 387 資本金組入額 194
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度において、新株予約権全数(49個)が行使されたため、当事業年度末現在の残高はありません。

- (注) 1. 募集社債の名称 株式会社シャノン第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 募集社債の総額 金519,586,200円(額面総額519,586,200円)
 3. 各募集社債の金額 金10,603,800円の1種
 4. 各募集社債の払込金額 金10,603,800円(額面100円につき金100円)
 5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
 6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債券は発行しない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
 7. 利率 本社債には利息を付さない。
 8. 申込期日 2024年1月29日
 9. 申込取扱場所 株式会社シャノン 経営管理本部
 10. 本社債の払込期日 2024年1月29日
 11. 本新株予約権の割当日 2024年1月29日
 12. 募集の方法及び割当先
第三者割当の方法により、本新株予約権付社債の全部をウィズ AIoT エポリューション ファンド投資事業有限責任組合(以下「割当先」という。)に割り当てる。

13. 物上担保・保証の有無

本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

14. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

15. 財務上の特約

(1) 担保提供制限

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債の発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

(2) その他の条項

本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

16. 償還の方法

(1) 本社債は、2027年12月27日（以下「償還期限」という。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。

(2) 当社は、2025年12月25日以降、2027年12月24日までの期間のいずれかの日を償還日として、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対して、償還日（償還期限より前の日とする。）の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該償還日に、残存する本新株予約権付社債の全部又は一部につき、当該償還の対象となる本新株予約権付社債の額面金額に、当該償還日に応じて定められる以下に記載の割合を乗じた金額で繰上償還することができる。

2025年12月25日から2026年12月24日までの期間：104.0%

2026年12月25日から2027年12月24日までの期間：105.0%

(3) 本社債権者は、2025年12月25日以降、2027年12月24日までの期間、その選択により、償還日（償還期限より前の日とする。）の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面金額で繰上償還することを、当社に請求する権利を有する。

(4) 前号の規定にかかわらず、本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、次に掲げる場合には、その選択により、当社に対して、償還日（償還期限より前の日とする。）の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面金額に110.0%の割合を乗じた金額で繰上償還することを、当社に請求する権利を有する。

当社が消滅会社となる第三者との合併、又は当社が第三者の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転、又は当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割又は株式交付計画に基づき株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得した場合

当社の事業又は資産の全部又は重要な一部の譲渡又は当社の事業に重要な影響を与える譲受け

当社の解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他の倒産手続開始の申立て

当社の普通株式の上場廃止又はその決定

当社によるその時点で残存する第25回新株予約権の一部又は全部の取得の決定

当社が割当先との間で締結する本新株予約権付社債及び第25回新株予約権に関する投資契約（以下「本投資契約」という。）の当社による重大な違反があった場合

公開買付けに関する割当先の事前承諾のない当社の意見表明

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号、その後の改正を含む。）第19条第8項に定める「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」をいう。）の発行を決定した場合

当社の役員又は従業員以外へ割り当て又は交付される新株予約権、新株予約権付社債、株式等の発行を当社が決定した場合

割当先が本投資契約に基づき指定した取締役候補者の選任に係る議案又は当該選任において必要な定款の変更に係る議案が本社債の払込期日以降に開催される当社株主総会の議案とならなかった場合

(5) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を書面をもって通知する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、本要項第15項第(1)号又は第16項の規定に違反し、30日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が1億円を超えない場合はこの限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売（公売を含む。）の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

18. 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計49個の本新株予約権を発行する。

19. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(3)号記載の転換価額（但し、本項第(4)号乃至第(8)号の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

(3) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、当初387円とする。但し、転換価額は、本項第(4)号乃至第(8)号の定めるところに従い調整される。

(4) 転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(5)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(5) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(7)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本項第(7)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債(但し、当社の役員及び従業員に対し割当て又は交付される新株予約権は除く。)を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。))の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本において「取得価額等」という。))の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本号乃至第(8)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。))が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日(以下「修正日」という。))における本項第(7)号に定める時価を下回る価額になる場合

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして本号の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号又は上記()による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの第(7)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

本号乃至における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の発行に際して払込みがなされた額(本号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。))から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取

得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該転換価額の調整においては、当該対価を転換価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

本号乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

本号乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本号乃至の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (6) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (7) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(5)号乃至第(8)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。

完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(5)号乃至第(8)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該転換価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えたものとする。

- (8) 本項第(5)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (9) 本項第(4)号乃至第(8)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- (10) 本新株予約権を行使することができる期間

2024年1月30日から2027年12月24日までとする。但し、当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、当該償還日の前営業日まで、期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、当該償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、2027年12月25日以降に本新株予約権を行使することはできない。

- (11) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

- (12) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

取得の事由及び取得の条件は定めない。

- (13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。

(14) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び転換価額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本要項及び割当先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の新株予約権に関する評価結果及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととし、転換価額は387円とした。

(15) 新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(10)号記載の行使期間中に、本項第(18)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

(16) 新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(18)号記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

(17) 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

(18) 本新株予約権の行使請求受付場所

株式会社シャノン 経営管理本部
東京都港区三田3-13-16 三田43MTビル4階

20. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

株式会社シャノン 経営管理本部
東京都港区三田3-13-16 三田43MTビル4階

21. 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。

22. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。

(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

23. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

(1) 第21項に定める公告に関する費用

(2) 第22項36 ptに定める社債権者集会に関する費用

24. 譲渡制限

本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。

25. その他

- (1) その他本新株予約権付社債の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

株式会社シャノン 第25回新株予約権

決議年月日	2023年2月24日
付与対象者	ウィズAIoTエポリューションファンド投資事業有限責任組合
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	709.20
新株予約権の行使期間	2023年3月14日 ~ 2027年12月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 709.20 資本金組入額 354.60
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度において、新株予約権全数(6,717個)が行使されたため、当事業年度末現在の残高はありません。

(注) 1. 新株予約権の名称 株式会社シャノン第25回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、851,200株とする(本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。)する数(以下「交付株式数」という。)は、100株とする。)

但し、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 株式分割等の比率

(3) 当社が第11項及び第12項又は第15項の規定に従って、行使価額(第10項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後交付株式数 =
$$\frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項及び第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第12項又は第15項による行使価額の調整に関し、各調整事由に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨ならびにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 本新株予約権の総数 8,512個

4. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個当たり金100円

5. 新株予約権の払込金額の総額 金851,200円

6. 申込期日 2023年3月13日

7. 割当日及び払込期日 2023年3月13日

8. 申込取扱場所 株式会社シャノン 経営管理本部
東京都港区三田3-13-16 三田43MTビル4階
9. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、本新株予約権の全部をウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合に割り当てる。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、760円とする。但し、行使価額は第11項の定めるところに従い調整されるものとする。

11. 行使価額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、第12項に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

12. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (1) 第14項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (2) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) 第14項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債（但し、当社の役員及び従業員に対し割当て又は交付される新株予約権は除く。）を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (4) 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本号において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項乃至第15項と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日（以下「修正日」という。）における第14項第(2)号に定める時価を下回る価額になる場合

- () 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号による行使価額の調整が修正日前行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして本項第(3)号の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号又は上記()による行使価額の調整が修正日に行われている場合、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの第14項第(4)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

(5) 本項第(3)号乃至第(4)号における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(3)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

(6) 本項第(1)号乃至第(3)号の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については第23項第(4)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(7) 本項第(1)号乃至第(4)号に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(1)号乃至第(6)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

13. 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

14. (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(2) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、第12項乃至第15項に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。

(4) 完全希薄化後普通株式数は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、第12項乃至第15項に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えたものとする。

15. 第12項の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

(1) 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

(2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(3) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

(4) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

16. 第11項乃至第15項により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

17. 本新株予約権を行使することができる期間

2023年3月14日から2027年12月24日。

但し、第19項に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知又は公告で指定する取得日の5営業日前までとする。

18. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

19. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って1ヶ月前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができる。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認されたとき又は、株式交付計画に基づき株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得した場合は、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告をした上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができる。

20. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

21. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の払込金額は、本要項及び割当先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の評価結果を勘案して決定した。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第10項記載のとおりとし、行使価額は、760円に決定した。

23. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第24項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(2) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第17項に定める行使期間中に、行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

本新株予約権者は、本新株予約権を行使しようとする場合、必要な事項の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第25項に定める払込取扱場所（以下「払込取扱場所」という。）の指定する口座に振り込むものとする。

行使請求受付場所に対し行使に要する事項を通知した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第24項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。

(4) 当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

24. 行使請求受付場所
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
25. 払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 青山支店
26. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。
27. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号
28. その他
(1) その他本新株予約権の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
(2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
(3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

株式会社シャノン 第26回新株予約権

決議年月日	2023年12月22日
付与対象者	ウィズAIoTエボリューションファンド投資事業有限責任組合
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	387
新株予約権の行使期間	2024年1月30日 ~ 2027年12月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 387 資本金組入額 194
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度において、新株予約権全数(13,426個)が行使されたため、当事業年度末現在の残高はありません。

- (注) 1. 新株予約権の名称 株式会社シャノン第25回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数
- (1) 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、1,342,600株とする(本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。)する数(以下「交付株式数」という。)は、100株とする。)
- 但し、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- 調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 株式分割等の比率

(3) 当社が第11項及び第12項又は第15項の規定に従って、行使価額（第10項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項及び第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第12項又は第15項による行使価額の調整に関し、各調整事由に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨ならびにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- | | |
|------------------|---|
| 3. 本新株予約権の総数 | 13,426個 |
| 4. 各本新株予約権の払込金額 | 本新株予約権1個当たり金258円 |
| 5. 新株予約権の払込金額の総額 | 金3,463,908円 |
| 6. 申込期日 | 2024年1月29日 |
| 7. 割当日及び払込期日 | 2024年1月29日 |
| 8. 申込取扱場所 | 株式会社シャノン 経営管理本部
東京都港区三田3-13-16 三田43MTビル4階 |
| 9. 募集の方法及び割当先 | 第三者割当の方法により、本新株予約権の全部をウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合に割り当てる。 |

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、387円とする。但し、行使価額は第11項の定めるところに従い調整されるものとする。

11. 行使価額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、第12項に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

12. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(1) 第14項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(2) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(3) 第14項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債(但し、当社の役員及び従業員に対し割当て又は交付される新株予約権は除く。)を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(4) 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本号において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項乃至第15項と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日(以下「修正日」という。)における第14項第(2)号に定める時価を下回る価額になる場合

() 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして本項第(3)号の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号又は上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの第14項第(4)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

(5) 本項第(3)号乃至第(4)号における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(3)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

(6) 本項第(1)号乃至第(3)号の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については第23項第(4)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(7) 本項第(1)号乃至第(4)号に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(1)号乃至第(6)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

13. 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

14. (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
(2) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、第12項乃至第15項に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。
- (4) 完全希薄化後普通株式数は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、第12項乃至第15項に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えたものとする。
15. 第12項の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- (1) 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (3) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
- (4) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
16. 第11項乃至第15項により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
17. 本新株予約権を行使することができる期間
2024年1月30日から2027年12月24日。
但し、第19項に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知又は公告で指定する取得日の5営業日前までとする。
18. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
19. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
- (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って1ヶ月前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認されたとき又は、株式交付計画に基づき株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得した場合は、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告をした上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができる。
20. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
21. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権の払込金額は、本要項及び割当先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の評価結果を勘案して決定した。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第10項記載のとおりとし、行使価額は、387円に決定した。
23. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第24項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第17項に定める行使期間中に、行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- 本新株予約権者は、本新株予約権を行使しようとする場合、必要な事項の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第25項に定める払込取扱場所（以下「払込取扱場所」という。）の指定する口座に振り込むものとする。
- 行使請求受付場所に対し行使に要する事項を通知した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第24項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。

- (4) 当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

24. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

25. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 青山支店

26. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

27. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

28. その他

- (1) その他本新株予約権の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年1月29日 (注)2	-	1,464,050	-	447,849	275,638	92,923
2021年2月1日～ 2021年4月30日 (注)1	250	1,464,300	95	447,944	95	93,018
2021年5月1日 (注)3	1,464,300	2,928,600	-	447,944	-	93,018
2021年5月1日～ 2021年10月31日 (注)1	3,500	2,932,100	665	448,609	665	93,683
2021年11月1日～ 2022年10月31日 (注)1	2,300	2,934,400	437	449,046	437	94,120
2022年11月1日～ 2023年10月31日 (注)1	239,500	3,173,900	99,229	548,276	99,229	193,349
2023年11月1日～ 2024年10月31日 (注)1	6,800	3,180,700	1,734	550,010	1,734	195,083
2024年11月1日～ 2025年12月31日 (注)1	2,745,500	5,926,200	534,355	1,084,365	534,355	729,439

- (注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。
2. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。
3. 株式分割(1:2)によるものであります。
4. 2026年1月1日から2026年2月28日までの間に、新株予約権の行使はありません。
5. 2023年12月22日付で提出した有価証券届出書に記載いたしました「第一部 証券情報 第1 募集要項 5 新株発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」において変更が生じております。

(1) 変更の理由

当社は、2024年12月13日付「第25回新株予約権の取得及び消却並びに第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者が本公開買付けにより取得した第26回新株予約権を行使することにより当社に払い込む519,586,200円の使途を、第25回新株予約権の取得及び第2回新株予約権付社債の繰上償還費用に充てるため、第3回新株予約権付社債並びに第26回新株予約権及び第27回新株予約権により調達した資金の使途を変更いたしました。

(2) 変更の内容

資金使途の変更内容は以下のとおりです。

(変更前)

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
サブスクリプション事業における新規MRR獲得のための営業マーケティング費用	517	2024年1月～2025年10月
借入金の返済	201	2024年1月～2025年10月
開発投資やM&A及び資本・業務提携に係る費用	578	2024年1月～2027年12月
合計	1,296	-

(変更後)

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
サブスクリプション事業における新規MRR獲得のための営業マーケティング費用	517	2024年1月～2025年10月
借入金の返済	201	2024年1月～2025年10月
開発投資やM&A及び資本・業務提携に係る費用	59	2024年1月～2027年12月
第25回新株予約権の取得及び第2回新株予約権付社債の繰上償還費用	519	2025年1月
合計	1,296	-

(5)【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	12	18	8	20	1,697	1,756	-
所有株式数(単元)	-	4	2,777	34,234	267	109	21,822	59,213	4,900
所有株式数の割合(%)	-	0.006	4.689	57.815	0.450	0.184	36.853	100.000	-

(注) 自己株式254株は、「個人その他」に2単元、「単元未満株式の状況」に54株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社イノベーション	東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号	3,360,800	56.71
中村 健一郎	東京都千代田区	348,200	5.88
永島 毅一郎	東京都江東区	277,700	4.69
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	117,037	1.97
引字 圭祐	大分県別府市	103,700	1.75
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	94,300	1.59
堀 譲治	埼玉県さいたま市南区	78,600	1.33
武田 隆志	福岡県福岡市中央区	70,800	1.19
株式会社サンブリッジコーポレーション	東京都渋谷区恵比寿南一丁目5番5号	51,800	0.87
東野 誠	東京都杉並区	50,000	0.84
計	-	4,552,937	76.83

(注) 1. 上記「大株主の状況」は、2025年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しておりますが、当社として提出日現在における実質保有株式数の確認ができないため、下記の大量保有報告書(変更報告書)の内容は反映しておりません。

2. 上記のほか、2026年2月16日に提出（2026年3月3日に訂正報告書を提出）された大量保有報告書（変更報告書No.15）において、中村健一郎氏が報告義務発生日（2026年2月6日）現在で以下の株式を保有している旨が報告されています。

保有株式数：208,600株（うち潜在株式数 30,000株）
株券等保有割合：3.50%

（7）【議決権の状況】
【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 200	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 5,921,100	59,211	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 4,900	-	-
発行済株式総数	5,926,200	-	-
総株主の議決権	-	59,211	-

（注）「単元未満株式」の「株式数」の欄には、当社所有の自己株式54株が含まれております。

【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社シャノン	東京都港区浜松町二丁目2番12号	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	254	-	254	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置付けております。現状では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても将来の事業展開と経営体質の強化を目的に必要な内部留保を確保していくことを基本方針としております。しかしながら、当社は株主への利益還元も重要な経営課題であると認識しており、将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討して参る方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び、その実施時期につきましては未定であります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、事業の効率化及び継続的な事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営規模の拡大と組織文化の構築を両立させながら、株主をはじめとした様々なステークホルダーの期待と信頼に応え、企業価値の向上を図るためには、コーポレート・ガバナンスの構築が不可欠であると考えております。特に、親会社を有する上場企業として、少数株主の保護および経営の透明性確保を最優先課題と捉え、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しながら、経営管理体制の強化、充実に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査等委員会設置会社を採用しております。当社の代表取締役が親会社の取締役を兼務している状況に鑑み、経営の公正性と客観性を担保するため、監督機能と執行機能の分離を徹底しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細は以下のとおりです。

監督機能の独立性確保:

取締役会は、親会社およびグループ各社との取引や意思決定において、独立役員を含む構成員により、少数株主の利益を損なうことのないよう厳正な監督を行っております。

独立性の高い監査体制（内部監査室の直轄化）:

内部監査室は、業務執行部門からの独立性を維持し、監査の実効性を高めるため、代表取締役ではなく監査等委員会の直轄組織としております。これにより、親会社役員を兼務する代表取締役を含む執行側から独立した立場でのモニタリングを可能とし、透明性の高い監査体制を構築しております。

監査等委員会は、この内部監査室に対して直接の指示権を持つとともに、会計監査人や外部専門家と密接に連携し、適時適切な監査を実施しております。

業務執行体制:

代表取締役の指揮の下、経営会議および執行役員会が具体的な業務執行を担います。各部門・子会社の活動状況は、内部監査室およびリスク管理委員会を通じて、独立した視点から定期的にチェックを受ける構造となっております。

なお、以下のコーポレート・ガバナンスの状況については、本報告書提出日（2026年3月27日）現在のものを記載しております。なお、当社は、2026年3月30日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると当社の取締役は5名となり、取締役会の構成員については、後記「(2) 役員の状況 役員一覧」のとおりとなります。

当社の各機関・経営組織の内容は以下のとおりであります。

a. 取締役会

当社の取締役会は、監査等委員でない取締役が7名以内及び監査等委員である取締役4名以内で構成され、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。親会社役員を兼務する代表取締役を含む執行側に対し、独立した立場から実効性の高い監督を行うため、社外取締役を中心とした透明性の高い議論を重視しております。また、「取締役会規程」に則り毎月開催する定時取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を図っております。

なお、当事業年度において取締役会は24回開催され、1回あたりの審議時間は原則として1時間程度を確保し、重要議案については十分な時間をかけて検討を行っております。

(a) 活動状況

役職名	氏名	出席状況（在任期間中）
代表取締役CEO	山崎 浩史	14回/14回(100%)
取締役	大江 翔	14回/14回(100%)
社外取締役（監査等委員）	松原 由高	14回/14回(100%)
社外取締役（監査等委員）	岡田 英明	14回/14回(100%)
取締役（監査等委員）	笹岡 大志	14回/14回(100%)
代表取締役	竹田 浩	10回/10回(100%)
代表取締役	永島 毅一郎	5回/5回(100%)
代表取締役	中村 健一郎	5回/5回(100%)
取締役	村上 嘉浩	10回/10回(100%)
社外監査役	中里 雅光	10回/10回(100%)
監査役	浅川 有三	10回/10回(100%)
社外監査役	粕谷 まり子	10回/10回(100%)

- (注) 1. 代表取締役中村健一郎氏は、2025年1月30日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。そのため、同日までに開催された取締役会への出席状況を記載しております。
2. 代表取締役永島毅一郎氏は、2025年1月30日開催の第24期定時株主総会において就任し、2025年4月21日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任いたしました。そのため、当該在任期間中に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

3. 代表取締役竹田浩氏、取締役村上嘉浩氏、監査役中里雅光氏、浅川有三氏及び粕谷まり子氏は、2025年4月21日の監査等委員会設置会社への移行に伴い退任いたしました。そのため、退任時まで開催された取締役会への出席状況を記載しております。
4. 代表取締役CEO山崎浩史氏、取締役大江翔氏、ならびに取締役（監査等委員）である松原由高氏、岡田英明氏及び笹岡大志氏は、2025年4月21日開催の臨時株主総会において新たに選任され就任したため、就任時以降に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

(b) 具体的な検討内容

テーマ	主な審議事項
経営戦略・事業再編に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社Innovation & Co.との資本業務提携、広告事業譲渡及び同社への出向・案件紹介契約等の推進 株式会社Innovation X Solutionsの株式取得（子会社化）及び相互社員派遣体制の整備 DSP事業の撤退検討 ジクウ社との総販売代理店契約
ガバナンス・内部統制に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 監査等委員会設置会社への移行に伴う定款変更、及び内部統制システム構築の基本方針の改定 新組織体制の構築、及び職務権限・組織規程等の社内規程の改定 内部監査結果に基づく業務改善の検討
財務・インセンティブに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 業績目標及び株価条件付き有償ストック・オプションの発行・割当 通期決算、四半期決算、及び業績予想修正の承認
関連当事者取引に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 親会社グループ（Innovation社、Innovation X Solutions社等）とのリセール契約、業務委託契約、及び出向契約等の妥当性の審議

b. 監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役（社外取締役を含む）で構成されます。取締役の職務執行の適法性および妥当性を監査・監督するとともに、取締役会への出席や会計監査人との連携を通じて、経営の監視機能を担っております。特に親会社役員を兼務する代表取締役の業務執行に対し、独立した視点から実効性のある監査を実施し、少数株主の利益保護に努めております。

c. 内部監査室（監査等委員会直轄）

内部監査室は、代表取締役が親会社の役員を兼務している状況におけるガバナンスの要として、代表取締役から独立した監査等委員会の直轄組織として設置しております。監査等委員会の直接の指示に基づき、各部門および子会社に対して内部監査を実施し、その結果を監査等委員会へ報告いたします。この独立性の高い報告ラインにより、執行側からの干渉を受けない客観的なモニタリング体制を構築しております。

d. リスク管理委員会

リスク管理委員会は、当社グループを取り巻く様々なリスクを統括的に管理する機関です。特定されたリスクへの対応状況を定期的に取り締り会へ報告することで、経営の健全性維持を図っております。

e. 経営会議・執行役員会

代表取締役の指揮の下、迅速かつ効率的な意思決定と業務執行を推進するため、経営会議および執行役員会を設置しております。取締役会から委任された権限に基づき、中期経営計画の進捗管理や各部門・子会社への具体的な業務指示を行うとともに、業務執行上の重要事項について審議・報告を行っております。また、子会社の管理については「関係会社管理規程」に基づき、稟議制度を通じた重要事項の事前承認やモニタリングを実施することで、グループ全体の適正な運営を確保しております。

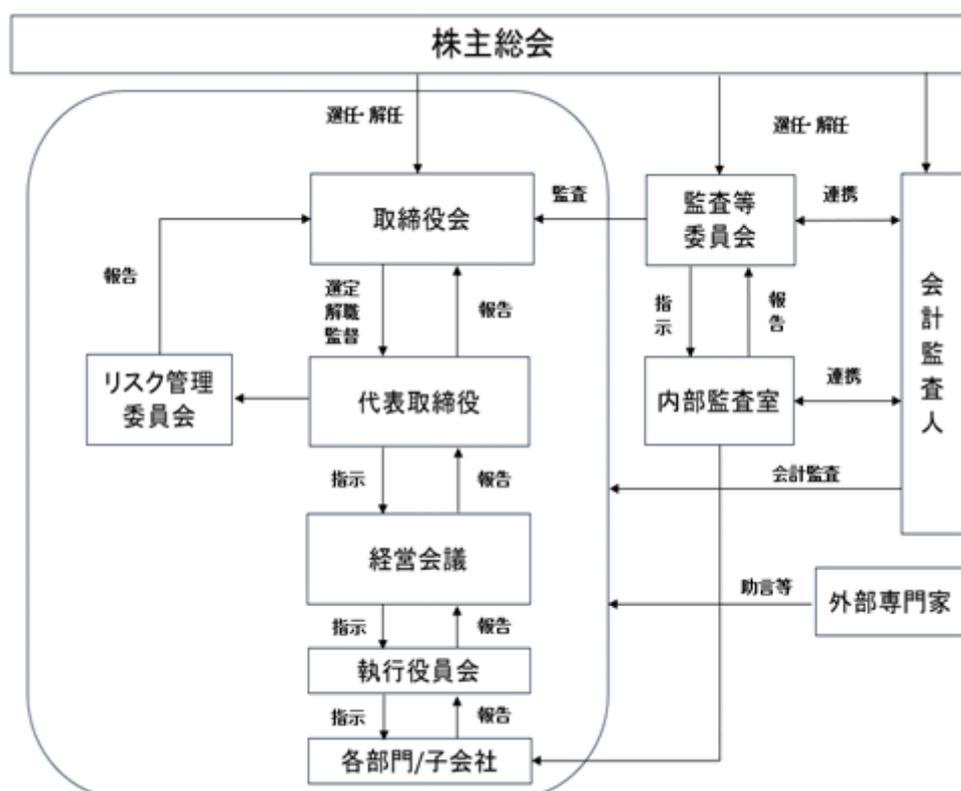
f. 会計監査人・外部専門家との連携

当社は、会計監査人による会計監査を適時適切に受けるとともに、より客観的かつ専門的な視点から経営判断を補完するため、顧問弁護士等の外部専門家と適宜連携する体制を構築しております。監査等委員会、会計監査人、および内部監査室は「三様監査連絡会」を定期的で開催し、情報の共有と連携を密にすることで監査の実効性を高めております。また、親会社との重要な取引や利益相反の可能性のある事項については、事前に監査等委員会（独立社外取締役）へ意見照会を行い、外部アドバイザーの活用も視野に入れた慎重な審議を行うことで、少数株主の不利益とならないよう透明性の高い判断を行っております。

当社の機関ごとの構成員は、以下の通りです。（ は議長、○は構成員を表す。）

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	内部監査室	リスク管理委員会	経営会議
代表取締役CEO	山崎 浩史					
取締役	大江 翔					
社外取締役 (監査等委員)	松原 由高					
社外取締役 (監査等委員)	岡田 英明					
取締役 (監査等委員)	笹岡 大志					
内部監査室長	-					
執行役員	-					

- (注) 1. 当社は、2025年4月21日開催の臨時株主総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
2. 内部監査室長および執行役員については、氏名の記載を省略し、役職名のみを記載しております。



企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2025年6月20日の取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムの運用を行っております。なお、当社は2025年4月21日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) コンプライアンスを法令、定款、社内規程及び社会規範等を含めた企業倫理の遵守と定義し、取締役及び使用人が日常活動における判断・行動に際し遵守すべき基準として、シャノンM V V (M i s s i o n、V i s i o n、V a l u e) を掲げるとともに、「シャノン企業行動規範」を制定し、周知・徹底を図る。
- (b) コンプライアンスを推進する体制としてコンプライアンス委員会を設置し、審議・活動の内容を定期的に取締役会に報告する。
- (c) 取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- (d) 監査等委員会直轄の組織として内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を監査等委員会に報告する。
- (e) 法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を整備し、その運用に当たってはコンプライアンス委員会が適切に対応する。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- (b) 取締役及び監査等委員は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- (c) 内部監査室は、文書保存の管理責任者と連携のうえ、文書等の保存及び管理状況を監査する。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理を体系的に規定する「リスク管理規程」を定め、リスク管理を推進する体制として代表取締役CEOを委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制整備の進捗状況や有効性について検討し、その結果を取締役に報告する。
- (b) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役CEO又はその指名を受けた者の指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家とともに迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- (c) 内部監査室及び各リスクの担当者は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を監査等委員会に報告するものとし、監査等委員会において定期的にリスク管理体制を評価し、問題点の把握に努め、取締役会と連携してその改善に努める。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。
- (b) 経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保する。

e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 子会社について、主管部門が「関係会社管理規程」に基づき経営を管理するとともに、状況に応じ取締役及び監査等委員を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進する。
- (b) 「関係会社管理規程」において、グループ会社との協議事項等を定め、適宜、グループ会社からの報告を受けるものとする。
- (c) 子会社に対し、主要な内部統制項目について、事業内容や規模等に応じた体制・規程の整備に関する助言・指導を行うほか、教育・研修の実施等によりグループとしての内部統制システムの整備を図る。
- (d) グループ会社の取締役及び監査役（執行董事、総経理、監事を含む）と当社の監査等委員会との定期的な情報交換、施策の連動等を行い、グループとしての内部統制システムの整備を図る。

f 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役CEOは監査等委員と協議のうえ、監査等委員を補助すべき使用人を指名する。指名を受けた使用人は監査等委員の指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - (b) 監査等委員の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査等委員の意見を尊重する。
 - (c) 補助すべき使用人に対し、監査等委員の指揮命令に従う旨を周知させ、会議等への出席により、監査等委員監査に必要な調査を行う権限を付与する。
 - (d) 監査等委員の職務を補助すべき使用人を務めたことをもって不利な取扱いをしないことを保証し、その旨を周知徹底する。
- g 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 取締役及び使用人は、監査等委員に対して、法定事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況等を報告する体制を整備し、監査等委員の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - (b) 会社に重大な影響を及ぼす事項が発生し、あるいは発生するおそれがあるとき、又は違法・不正な行為を発見したときは、すみやかに監査等委員に報告するものとする。
 - (c) 監査等委員への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- h その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 代表取締役CEOは、監査等委員との意思疎通を図るために、監査等委員との定期的な意見交換を行う。
 - (b) 監査等委員会、会計監査人及び内部監査室が、相互に緊密な連携及び情報交換を円滑に行える環境整備に努める。
 - (c) 監査等委員が必要と認めるときは、その判断で弁護士、公認会計士その他外部アドバイザーを活用できる体制を整え、監査の実効性確保に努める。
 - (d) 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、不必要と認められた場合を除き、会社がこれを負担する。
- i 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- (a) 「シャノン企業行動規範」において、反社会的勢力・団体に対しては一切の関係を遮断することを定め、毅然とした態度で臨む。「シャノン企業行動規範」、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を社内に公開し、周知徹底に努める。
 - (b) 人事総務グループを対応部門とし、警察や弁護士等の外部専門機関との連携を図る。
 - (c) 「反社会的勢力対応規程」等を制定し、総務法務チームを主管部門とした体制を整備するとともに、「与信・反社チェックマニュアル」に基づき、反社会的勢力との関わりを未然に防止する。

リスク管理体制の整備状況

当社は、「リスク管理規程」を制定し、当社のリスク管理についての基本方針及び推進体制を定めております。また、顧問弁護士等の外部専門家と適宜連携を行うことにより、リスクに対して迅速な対応ができる体制を整えております。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は子会社3社、(以下、「関係会社」という。)を有しており、関係会社に対する管理は、関係会社の管理を通して、関係会社との緊密な連携を保持し、関係会社の業務運営の円滑な遂行を図り、経営効率の向上に資するとともに、企業集団としての健全な経営と相互の発展を目指すことを基本方針とし、「関係会社管理規程」に基づいて行っております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(役員等賠償責任保険の内容の概要)

当社は、取締役及び執行役員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役及び監査役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の請求

を受けることによって生じ得る損害を当該保険契約によって補填することとしております。保険料は全額当社が負担しておりますが、故意または重過失に起因する損害賠償請求等は、上記保険契約により補填されません。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、7名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年4月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和し、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

自己株式

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的として、会社法第165条第2項の規定に基づいて、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a. 2026年3月27日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性5名 女性0名(役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役CEO	山崎 浩史	1965年10月10日	1990年4月 株式会社クラレ入社 2000年7月 トランス・コスモス株式会社入社 2004年4月 同社 管理本部長 2005年4月 株式会社ザッパラス入社 2005年7月 同社 取締役管理本部長 2008年5月 同社 専務取締役 2010年7月 同社 常勤監査役 2013年5月 株式会社パロックジャパンリミテッド入社 2015年5月 同社 取締役常務執行役員 2017年5月 同社 専務取締役最高戦略責任者 2018年6月 株式会社イノベーション入社 取締役CFO 2023年10月 同社 取締役会長(現任) 2025年4月 当社 代表取締役CEO(現任)	(注)1	-
取締役COO	大江 翔	1985年10月2日	2008年4月 パシフィックマネジメント株式会社入社 2010年3月 ADインベストメント・マネジメント株式会社(現伊藤忠リート・マネジメント株式会社)入社 2019年4月 株式会社ALBERT(現 アクセンチュア株式会社)入社 2023年6月 アクセンチュア株式会社入社 2024年1月 株式会社ウィズ・パートナーズ入社 2025年2月 当社入社 経営企画室長 2025年4月 当社 取締役(現任) 2026年1月 当社 COO就任(現任) 2026年1月 株式会社Innovation X Solutions 代表取締役就任(現任)	(注)1	-
取締役 (監査等委員)	松原 由高	1951年5月30日	1974年4月 日本電気株式会社入社 1984年7月 Ungermann-Bass, Inc.(米国)(アンガマン・バス株式会社)入社 1987年3月 アライドテレシス株式会社設立 代表取締役社長 1994年4月 同社 会長 1994年4月 ランセプト株式会社設立 代表取締役 2002年1月 アピックス株式会社 取締役 2010年11月 株式会社インターコム入社 執行役員 2012年6月 同社 取締役 2014年6月 同社 代表取締役社長 2024年2月 株式会社STYLY 常勤監査役 2025年4月 当社 社外取締役 監査等委員(現任) 2026年1月 株式会社Innovation X Solutions 監査役就任(現任)	(注)2	-
取締役 (監査等委員)	岡田 英明	1964年10月4日	1987年4月 株式会社リクルート入社 1996年10月 株式会社リクルートビルマネジメント(現株式会社ザイマックス)入社 2001年1月 株式会社クエストプロパティーズ 代表取締役社長 2001年3月 株式会社エリアクエスト 取締役副社長 2003年10月 株式会社マックスリーシング 代表取締役社長 2011年11月 グリーンパーク株式会社(現 ビットデザイン株式会社) 代表取締役社長 2014年1月 株式会社レーサム入社 2014年6月 同社 取締役 2016年6月 同社 常務取締役 2022年6月 同社 取締役常勤監査等委員 2025年3月 ビットデザイン株式会社 代表取締役社長(現任) 2025年4月 当社 社外取締役 監査等委員(現任)	(注)2	-
取締役 (監査等委員)	笹岡 大志	1982年2月8日	2006年11月 株式会社ランドスター入社 2008年7月 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ入社 2009年7月 株式会社日立コンサルティング入社 2012年5月 パーク24株式会社入社 2015年11月 株式会社すかいらーく入社 2016年2月 株式会社NTTファシリティーズ入社 2018年2月 株式会社DMM.com証券入社 2024年2月 株式会社イノベーション入社 2024年7月 同社 執行役員 コーポレートデザインユニット ユニット長(現任) 2025年4月 当社 取締役 監査等委員(現任)	(注)2	-
計					-

(注)1. 取締役の任期は、2025年4月21日開催の臨時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

2. 取締役(監査等委員)の任期は、2025年4月21日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

3. 取締役松原由高氏、岡田英明氏は、社外取締役であります。

4. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会活性化のため、執行役員制度を導入しております。

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役員 製品戦略担当 マーケティングフォー ミュラ部長	堀 譲治	1973年9月15日	1998年4月 日本オラクル株式会社入社 2005年10月 当社入社、技術統括本部長就任 2006年7月 当社 取締役就任 2016年3月 当社 取締役技術担当就任 2018年6月 当社 IT&Security部長就任 2020年12月 株式会社ジクウ 代表取締役社長就任(現任) 2024年1月 当社 執行役員CTO就任(現任) 2025年7月 想能信息科技有限公司(上海)有限公司 執行董事就任(現任) 2026年1月 当社 マーケティングフォーミュラ部長就任(現任)	1	78,600
執行役員 CFO 経営管理本部長	友清 学	1978年5月4日	2003年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2009年7月 公認会計士登録 2012年11月 当社入社、業務企画室長就任 2013年8月 当社 常勤監査役就任 2015年5月 当社 取締役就任、経営管理本部長就任(現任) 2016年3月 当社 取締役経営管理担当就任 2022年8月 後藤ブランド株式会社 監査役就任 2024年1月 当社 執行役員CFO就任(現任) 2026年1月 株式会社Innovation X Solutions 取締役就任(現任)	1	23,000
執行役員 ソリューションセー ルス担当 ソリューションセー ルス部長	角田 雄司	1968年4月14日	1991年4月 キヤノン販売株式会社(現キヤノンマーケティング ジャパン株式会社)入社 2017年11月 当社入社、マーケティングソリューションセールス部 長就任(現 ソリューションセールス部) 2019年6月 当社 アカウントセールス部長就任(現 アカウ ントリレーション部) 2020年8月 当社 アライアンスビジネス推進室長就任(現 ソ リューションセールス部) 2024年11月 当社 マーケティングクラウド事業部長就任 2025年6月 当社 執行役員就任 マーケティングクラウド事業担当 (現任) 2026年1月 当社 ソリューションセールス部長就任(現任)	1	-
執行役員 マーケティングクラ ウド担当 インサイドセールス部 長 西日本支社長	中山 弥	1983年5月16日	2006年4月 株式会社セブンライズ(現株式会社フォーバル グループ会社) 2007年4月 トレードショーオーガナイザーズ株式会社(現 株式会社イノベント) 2011年1月 当社入社 2015年8月 当社 イベントソリューションセールス部長就任 (現 ソリューションセールス部) 2024年11月 当社 イベントソリューション事業部長就任 2025年6月 当社 執行役員就任(現任) 2026年1月 当社 インサイドセールス部長、西日本支社長就 任(現任)	1	300
執行役員 CTO 技術統括本部長	井上 史彰	1981年10月26日	2004年4月 当社入社 2013年3月 想能信息科技有限公司(上海)有限公司 副総経 理就任 2014年2月 想能信息科技有限公司(上海)有限公司 総 経理就任(現任) 2016年11月 当社 技術統括本部長就任(現任) 2025年6月 当社 執行役員CTO就任(現任)	1	6,000
執行役員 CMO兼SMB担当 マーケティング部長 SMB推進室長	浅野 哲	1978年6月13日	2002年4月 サン・マイクロシステムズ株式会社(現 日本オラ クル)入社 2004年7月 株式会社村田製作所入社 2005年10月 ザカティコンサルティング入社 2007年5月 リプラス株式会社入社 2009年5月 サイボウズ上海入社 2010年9月 当社入社 2011年6月 当社 企画開発部長就任 2012年6月 当社 アドバイザリー部長就任 2016年4月 当社 関西支社長就任(現 西日本支社) 2025年6月 当社 執行役員CMO就任(現任) 2026年1月 当社 マーケティング部長、SMB推進室長就任(現任)	1	1,500
執行役員 サービス担当 経営企画部長	仲谷 崇宏	1986年9月23日	2011年4月 当社入社 2018年11月 当社 イベントソリューションサービス部長就任 (現 ソリューションサービス部) 2022年9月 当社 広告事業室長就任 2025年4月 当社 経営企画室長就任(現 経営企画部) (現任) 2026年1月 当社 執行役員就任(現任) 2026年1月 株式会社Innovation X Solutions 取締役就任 (現任)	1	300
計					109,700

b. 2026年3月30日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、当社の取締役の状況及びその任期は、以下のとおりとなる予定です。なお、取締役の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容を含めて記載しています。また、執行役員制度に基づく体制については、当該定時株主総会終了後の取締役会において決定する予定であります。

（以下、取締役のみの表を記載）
男性5名 女性0名（役員のうち女性の比率0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役CEO	山崎 浩史	1965年10月10日	1990年4月 株式会社クラレ入社 2000年7月 トランス・コスモス株式会社入社 2004年4月 同社 管理本部長 2005年4月 株式会社ザッパラス入社 2005年7月 同社 取締役管理本部長 2008年5月 同社 専務取締役 2010年7月 同社 常勤監査役 2013年5月 株式会社パロックジャパンリミテッド入社 2015年5月 同社 取締役常務執行役員 2017年5月 同社 専務取締役最高戦略責任者 2018年6月 株式会社イノベーション入社 取締役CFO 2023年10月 同社 取締役会長（現任） 2025年4月 当社 代表取締役CEO（現任）	(注) 1	-
取締役CFO 経営管理本部長	友清 学	1978年5月4日	2003年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2009年7月 公認会計士登録 2012年11月 当社入社、業務企画室長就任 2013年8月 当社 常勤監査役就任 2015年5月 当社 取締役就任、経営管理本部長就任（現任） 2016年3月 当社 取締役経営管理担当就任 2022年8月 後藤ブランド株式会社 監査役就任 2024年1月 当社 執行役員CFO就任（現任） 2026年1月 株式会社Innovation X Solutions 取締役就任（現任） 2026年3月 当社 取締役CFO就任（予定）	(注) 1、5	23,000
取締役 (監査等委員)	松原 由高	1951年5月30日	1974年4月 日本電気株式会社入社 1984年7月 Ungermaun-Bass, Inc.（米国）（アンガマン・バス株式会社）入社 1987年3月 アライドテレシス株式会社設立 代表取締役社長 1994年4月 同社 会長 1994年4月 ランセプト株式会社設立 代表取締役 2002年1月 アビックス株式会社 取締役 2010年11月 株式会社インターコム入社 執行役員 2012年6月 同社 取締役 2014年6月 同社 代表取締役社長 2024年2月 株式会社STYLY 常勤監査役 2025年4月 当社 社外取締役 監査等委員（現任） 2026年1月 株式会社Innovation X Solutions 監査役就任（現任）	(注) 2	-
取締役 (監査等委員)	岡田 英明	1964年10月4日	1987年4月 株式会社リクルート入社 1996年10月 株式会社リクルートビルマネジメント(現 株式会社ザイマックス)入社 2001年1月 株式会社クエストプロパティーズ 代表取締役社長 2001年3月 株式会社エリアクエスト 取締役副社長 2003年10月 株式会社マックスリーシング 代表取締役社長 2011年11月 グリーンパーク株式会社(現 ビットデザイン株式会社) 代表取締役社長 2014年1月 株式会社レーサム入社 2014年6月 同社 取締役 2016年6月 同社 常務取締役 2022年6月 同社 取締役常勤監査等委員 2025年3月 ビットデザイン株式会社 代表取締役社長（現任） 2025年4月 当社 社外取締役 監査等委員（現任）	(注) 2	-
取締役 (監査等委員)	笹岡 大志	1982年2月8日	2006年11月 株式会社ランドスター入社 2008年7月 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ入社 2009年7月 株式会社日立コンサルティング入社 2012年5月 パーク24株式会社入社 2015年11月 株式会社すかいらーく入社 2016年2月 株式会社NTTファシリティーズ入社 2018年2月 株式会社DMM.com証券入社 2024年2月 株式会社イノベーション入社 2024年7月 同社 執行役員 コーポレートデザインユニットユニット長（現任） 2025年4月 当社 取締役 監査等委員（現任）	(注) 2	-
計					23,000

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、2026年3月30日開催の定時株主総会終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
2. 取締役(監査等委員)の任期は、2025年4月21日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 取締役松原由高氏、岡田英明氏は、社外取締役であります。
4. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。なお、2026年3月30日以降の執行役員体制については、同日開催予定の取締役会において決定する予定であります。
5. 2026年3月30日開催予定の定時株主総会において、新たに取締役に選任される予定であります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であります。

社外取締役は、社内の視点に偏らない客観的な立場から、経営者や専門家として豊富な経験や幅広い見識に基づき、経営上の助言を行い、また、取締役の業務執行に対する監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを健全に機能させることが役割と考えております。なお、当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役(監査等委員)の松原由高氏は、複数の代表取締役社長を務めた経験があり、経営全般に関する豊富な知見を有しております。その経験を活かし、当社の経営に対して独立した立場から監督・助言を行っていただけることを期待し、選任しております。なお、同氏と当社の間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役(監査等委員)の岡田英明氏は、複数企業の取締役を務めた経験から経営全般に関する豊富な知見を有しております。その経験を活かし、当社の経営に対して独立した立場から監督・助言を行っていただけることを期待し、選任しております。なお、同氏と当社の間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社の代表取締役CEOである山崎浩史氏は、親会社である株式会社イノベーションの取締役会長を兼任しております。当社は、親会社からの独立性を確保し、少数株主の利益を保護する観点から、上記2名の社外取締役が独立した立場から客観的な監督・助言を行う体制を構築しております。

社外取締役(監査等委員)による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、監査等委員会直轄の組織として内部監査室を設置しており、社外取締役(監査等委員)が独立した立場から経営への監督と監視を適切かつ有効に実行できる体制を構築しております。

内部監査室は、監査等委員会の直接の指揮命令の下で内部監査を実施し、その結果を定期的に監査等委員会へ報告しております。監査等委員である社外取締役は、内部監査室との緊密な連携を通じて、社内各部門の業務執行状況に関する情報を直接的かつ詳細に把握し、必要に応じて経営陣への助言や是正勧告を行う体制をとっております。また、監査等委員会、内部監査室および会計監査人は、定期的な協議や情報交換を通じて三様監査の相互連携を図り、内部統制部門とも連携することで、ガバナンスの有効性を高め、親会社を含む利害関係者からの独立性を担保した適切な監査・監督体制を維持しております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社は、2025年4月21日開催の臨時株主総会における定款変更の決議により、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これに伴い、移行前の監査役3名は全員退任し、新たに監査等委員である取締役3名を選任しております。

a. 監査等委員会（及び移行前の監査役会）の活動状況

当事業年度において、当社は監査役会（移行前）を8回、監査等委員会（移行後）を11回開催いたしました。それぞれの出席状況は以下のとおりです。

氏名	役職	監査等委員会（移行後）	監査役会（移行前）
松原 由高	社外取締役（監査等委員）	11/11回	-
岡田 英明	社外取締役（監査等委員）	11/11回	-
笹岡 大志	取締役（監査等委員）	11/11回	-
中里 雅光	社外監査役	-	8/8回
浅川 有三	社外監査役	-	8/8回
粕谷 まり子	監査役	-	8/8回

(注) 1. 監査等委員である各取締役は、2025年4月21日の就任以降に開催された監査等委員会の実績を記載しております。

2. 退任した各監査役の出席状況は、2025年4月21日の退任時まで開催された監査役会の実績を記載しております。

b. 監査等委員（及び移行前の監査役）の個別の知見・専門性

監査等委員である取締役笹岡大志は、主に経理、財務について豊富な知見と実務経験を有しており、これらを活かして当社のガバナンス体制の構築・強化に寄与しております。社外取締役（監査等委員）である松原由高は、複数の企業の代表取締役社長を歴任し、経営全般に関する豊富な知見を有しております。その経験に基づき、当社の経営に対して客観的かつ独立した立場から監督・助言を行っております。社外取締役（監査等委員）である岡田英明は、複数企業の取締役を務めた経験から経営全般に関する豊富な知見を有しております。その経験に基づき、当社の経営に対して独立した立場から適切な監督・助言を行っております。なお、2025年4月21日の移行に伴い退任した旧監査役のうち、中里雅光は財務及び会計、浅川有三は企業法務、粕谷まり子は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、退任時までそれぞれの専門的見地から監査業務を遂行いたしました。なお、監査等委員会設置会社への移行に際しては、退任した各監査役と新任の各監査等委員との間で、過年度からの監査上の重要事項や継続案件についての十分な引き継ぎを行っております。これにより、体制変更後も監査の継続性と実効性を維持できる体制を構築しております。

c. 主な検討事項

監査役会（移行前）：

監査方針及び監査計画の策定、会計監査人の監査手法及び結果の相当性の評価、内部統制システムの整備状況の確認。

監査等委員会（移行後）：

移行に伴う監査体制の再構築、内部監査室に対する直接の指示及び連携、親会社及びグループ各社との取引（関連当事者取引）の妥当性の審議、次期会計監査人候補者の選定に関する議案内容の決定

内部監査の状況

a. 組織、人員及び手続

当社は、2025年4月21日の監査等委員会設置会社への移行と同時に、内部監査の実効性と客観性を高めるため、代表取締役から独立した監査等委員会直轄の組織として「内部監査室」を設置いたしました。内部監査室は、室長1名及び室員1名（専任）で構成されており、年度監査計画に基づき、「内部監査規程」及び「内部監査実施細則」に従って、関係会社を含む全社的な内部監査を実施しております。

b. 独立性の確保（ガバナンスへの配慮）

当社は親会社を有する上場企業であり、代表取締役が親会社の役員を兼務している状況に鑑み、経営の透明性確保と少数株主保護を最優先課題としております。そのため、内部監査室は執行側（代表取締役等）からの干渉を一切受けない体制を敷いております。具体的には、内部監査室に対する直接の指示権は監査等委員会が有しており、内部監査の結果についても代表取締役ではなく監査等委員会へ直接報告（ダイレクト・レポート）を行うことで、親会社を含む執行側に対する強力な牽制・モニタリング機能を持たせております。

c. 内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携

監査等委員会、内部監査室及び会計監査人は、定期的な三様監査連絡会の開催に加え、必要に応じて随時協議を行うことで、監査計画や実施結果の情報を共有し、連携を密にしております。特に、内部監査室と監査等委員会は「同じ組織内の監査機能」として、年間の監査スケジュールの事前調整や、監査等委員による内部監査への同席（合同監査）等を通じて、監査の重複を排除しつつ、より実効性の高い監査を効率的に遂行しております。また、期末及び四半期ごとの監査報告会には監査等委員および内部監査室員が同席し、情報の共通認識を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

b. 継続監査期間

8年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩本展枝
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 清水池誠

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他21名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人を選定する際には、当該法人の実績、監査体制、独立性及び監査報酬の水準等を総合的に勘案し、審議したうえで選定する方針であります。また、当社がPwC Japan有限責任監査法人を選定した理由といたしましては、前述の事項を審議した結果、監査法人として独立性および専門性を有しており、当社の監査品質の確保が可能であると判断したためであります。

f. 監査等委員会による会計監査人の評価

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、会計監査人の評価を行っております。会計監査人の独立性、専門性、品質管理体制、及び監査報酬の妥当性について、内部監査室からの報告や会計監査人との協議を通じて確認した結果、いずれも適切であると評価しております。

g. 会計監査人の異動予定

当社は、2026年3月30日開催予定の第25期定時株主総会において、会計監査人の異動に関する議案を付議することを決定しております。詳細は以下のとおりです。

(a) 退任する会計監査人

PwC Japan有限責任監査法人

(b) 就任する会計監査人候補者

EY新日本有限責任監査法人

(c) 異動の予定年月日

2026年3月30日（第25期定時株主総会開催予定日）

(d) 退任する会計監査人の直近における就任年月日

2018年1月30日

(e) 退任する会計監査人が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(f) 退任する会計監査人が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

当社の会計監査人であるPwC Japan有限責任監査法人は、2026年3月30日開催予定の第25期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴い、当社監査等委員会が、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の親会社である株式会社イノベーションが同監査法人を起用していることから、会計監査人を統一することでグループ全体における連結決算監査およびガバナンスの有効性、効率性の向上が期待できると判断したことによります。

加えて、同監査法人の専門性、独立性、品質管理体制およびグローバル監査体制を検討した結果、新たな視点での監査が期待できる点を含め、当社の会計監査人として適任であると判断いたしました。

(g) 異動の決定に至った理由及び経緯に関する退任する会計監査人の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	27,380	-	47,550	-
連結子会社	-	-	-	-
計	27,380	-	47,550	-

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査、金融商品取引法に基づく監査並びに親会社の連結パッケージ等に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬額にはこれらの合計額を記載しております。

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(aを除く)
該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針
監査報酬は、当社の規模・特殊性・業務内容等に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議のうえ決定しております。

e 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由
取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項及び第3項の同意をした理由は、会計監査人から提示を受けた監査報酬の見積額及び監査計画に基づく監査見積時間、前事業年度の監査報酬及び監査実績時間、同業他社の監査報酬実績等を総合的に勘案し、適正であると判断したためであります。なお、当事業年度の監査報酬については、監査等委員会設置会社への移行後に最終的な合意及び同意の手続きを行っております。

(4) 【役員の報酬等】

当社は、2025年4月21日付の臨時株主総会における監査等委員会設置会社への移行に伴い、役員報酬の内容の決定に関する方針等を改定いたしました。

(監査等委員会設置会社への移行前)

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬で構成されており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定しております。ただし、社外取締役は業務執行から独立した立場であることから、固定報酬のみを支給し、譲渡制限付株式報酬は支給いたしません。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は以下のとおりであります。

a 当社は、2024年1月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の固定報酬の決定は代表取締役社長(担当:新規事業、営業管掌)である中村健一郎に一任する決議をいたしました。代表取締役社長は株主総会決議により承認された範囲において個人別の報酬の額を決定いたします。一任した理由は、連結業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、その決定方針として代表取締役社長への一任決議を経ているところ、代表取締役が報酬等を担当職務の業績及び貢献度等を総合的に勘案した上で株主総会決議により承認された範囲内で決定していることから、取締役会で決議した決定方針に沿うものであると判断しております。

b 業績連動報酬等に関する方針

当社は、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブ設計は非常に重要であると考えております。一方で一定の業績指標を達成したのちに支給されるべきものであるとも考えております。そのため、業績連動報酬については、前事業年度の売上、営業利益等の指標を総合的に勘案し、業績連動報酬の支給可否及び支給額の決定をしております。なお、当事業年度において、業績連動報酬の支給は行いません。

指標は、以下の両指標を満たした場合に支給を決定するものとします。

- ・2025年10月期までの期間において、各連結会計年度の連結売上高40億円以上の達成
- ・2025年10月期までの期間において、各連結会計年度の連結営業利益4億円以上の達成

c 非金銭報酬等に関する方針

当社は、業績連動報酬同様に、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブ設計は非常に重要であると考えております。一方で一定の業績指標を達成したのちに支給されるべきものであるとも考えております。

2021年1月28日開催の第20期定時株主総会にて決議をいただいた譲渡制限付株式については、以下の指標を踏まえて支給の有無並びに報酬額の決定をしております。なお当事業年度において、非金銭報酬の支給は行いません。

指標は、以下の両指標を満たした場合に支給を決定するものとします。

- ・2025年10月期までの期間において、各連結会計年度の連結売上高40億円以上の達成
- ・2025年10月期までの期間において、各連結会計年度の連結営業利益4億円以上の達成

d 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

業績連動報酬等が報酬全体に占める割合は、最大20%であり、役位が上がるほどその割合が大きくなるように設定するものとし、固定金銭報酬と非金銭報酬等はおよそ10：1の割合で支給するものとします。

e 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査役の報酬については、株主総会にて決議された報酬総額の限度内において監査役の協議で決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は2015年1月28日開催の第14期定時株主総会において、年額1億5,000万円以内、監査役の報酬限度額は、同株主総会において年額3,000万円以内と決議、譲渡制限付株式報酬は、2021年1月28日開催の第20期定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対して年額3,000万円以内を上限として、支給することを決議しております。

（監査等委員会設置会社への移行後）

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、基本報酬としての固定報酬のみにより構成されており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定しております。なお、会社法上の報酬等には該当いたしません。中長期的な企業価値向上への意欲及び士気を高め、株主の皆様との利益意識の共有を図るためのインセンティブとして、各取締役が公正価値を払い込むことにより引き受ける有償の新株予約権（有償ストック・オプション）を発行しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、2025年4月21日開催の取締役会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の固定報酬の額の具体的な算定については、代表取締役CEOである山崎浩史に一任することを決議いたしました。

a 決定権限の委任に関する事項

代表取締役は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、各取締役の担当職務、業績への貢献度、及び連結業績等を総合的に勘案して個人別の報酬額を決定いたします。権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業の成果や個別の役割を最も的確に評価し、機動的に報酬額に反映させるには代表取締役が最適であると判断したためであります。

b 業績連動報酬及び非金銭報酬等の内容

当社は、中長期的な企業価値向上への意欲を高めることを目的として、2025年9月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員であるものを含む。）、執行役員及び従業員に対し、有償の新株予約権（有償ストック・オプション）の発行を決議いたしました。これは、株価上昇による利益を株主の皆様と共有し、業績達成へのインセンティブを強化するものであります。

c 決定方針との整合性の判断

取締役会は、当事業年度における取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等について、代表取締役が上記方針及び株主総会決議に基づき、各人の職務内容や貢献度を適切に評価して決定していることを確認しております。また、監査等委員会においても、当該報酬の決定プロセス及び内容について特段の異議はない旨の意見を得ており、取締役会で決議した決定方針に沿うものであると判断しております。

d 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等については、2025年4月21日開催の臨時株主総会（以下「移行時の総会」とする）において、年額1億5,000万円以内と決議しております。

また、監査等委員である取締役の報酬等については、移行時の総会において、年額3,000万円以内と決議しております。監査等委員である各取締役の報酬額については、当該限度額の範囲内において、監査等委員の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役（監査等委員及び 社外取締役を除く）	22,400	22,400	-	5
監査等委員（社外取締 役を除く）	-	-	-	1
監査役（社外監査役を除 く）	60	60	-	1
社外役員	8,250	8,250	-	5

- (注) 1. 当社は、2025年4月21日開催の臨時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行しております。監査役の報酬等は当該移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）の報酬等は当該移行後の期間に係るものであります。
2. 2015年1月28日開催の第14期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額1億5,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役数は4名（うち、社外取締役は0名）です。
3. 2015年1月28日開催の第14期定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額3,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役数は2名（うち、社外監査役は1名）です。
4. 2025年4月21日開催の臨時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年額1億5,000万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役数は2名（うち、社外取締役は0名）です。
5. 2025年4月21日開催の臨時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額3,000万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査等委員である取締役数は3名（うち、社外取締役は2名）です。
6. 当事業年度中に会社役員に交付した業績連動報酬及び株式報酬はありません。
7. 上表には、2025年1月30日開催の第24期定時株主総会及び2025年4月21日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名（うち社外取締役1名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）を含んでおりません。
8. 「社外役員」の報酬等の総額には、移行前の社外取締役1名および社外監査役2名に対する報酬、ならびに移行後の社外取締役（監査等委員）2名に対する報酬が含まれております。
9. 取締役（監査等委員）の員数には、無報酬の取締役（監査等委員）1名が含まれております。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有株式が純投資目的である投資株式と、純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的である投資株式は、資産運用の一環として株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式とし、純投資目的以外の目的である株式投資は、それ以外の業務提携による関係強化、取引関係等の維持等の戦略上重要な目的を併せ持つ政策保有株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証内容

該当事項はありません。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(3) 当社は、2025年4月21日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を10月31日から12月31日に変更いたしました。これに伴い、当連結会計年度及び当事業年度は、2025年10月31日から2025年12月31日までの14ヶ月間となっております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年11月1日から2025年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年11月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び監査法人等との意見交換を通じて、情報収集に努めるとともに、決算業務体制の強化を図っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	763,133	1,009,496
受取手形、売掛金及び契約資産	443,823	223,105
仕掛品	26,876	21,093
前払費用	141,783	133,744
その他	539	13,148
貸倒引当金	-	93
流動資産合計	1,376,156	1,400,495
固定資産		
有形固定資産		
建物	72,076	75,630
減価償却累計額	51,415	12,642
建物(純額)	20,661	62,988
工具、器具及び備品	24,786	50,305
減価償却累計額	17,953	22,327
工具、器具及び備品(純額)	6,832	27,977
有形固定資産合計	27,494	90,965
無形固定資産		
ソフトウェア	266,937	256,737
ソフトウェア仮勘定	50,175	67,075
のれん	79,114	80,745
その他	4,668	5,521
無形固定資産合計	400,896	410,080
投資その他の資産		
敷金	140,350	67,968
保険積立金	188,896	26,849
繰延税金資産	25,000	1,127
その他	1,090	465
投資その他の資産合計	355,337	96,410
固定資産合計	783,727	597,456
繰延資産		
社債発行費	9,597	430
繰延資産合計	9,597	430
資産合計	2,169,482	1,998,382

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	60,749	24,106
1年内返済予定の長期借入金	113,260	22,476
1年内償還予定の社債	40,000	40,000
未払金	94,342	120,181
前受金	511,271	448,632
未払法人税等	10,982	32,690
未払消費税等	43,491	101,607
賞与引当金	59,804	135,158
その他	52,926	52,579
流動負債合計	986,827	977,431
固定負債		
社債	1,174,046	-
長期借入金	61,151	34,656
固定負債合計	1,235,197	34,656
負債合計	2,222,025	1,012,087
純資産の部		
株主資本		
資本金	550,010	1,084,365
資本剰余金	195,083	729,439
利益剰余金	812,970	840,644
自己株式	485	485
株主資本合計	68,361	972,674
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	10,141	10,696
その他の包括利益累計額合計	10,141	10,696
新株予約権	5,677	2,922
非支配株主持分	-	-
純資産合計	52,542	986,294
負債純資産合計	2,169,482	1,998,382

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年12月31日)
売上高	3,206,743	3,208,384
売上原価	1,274,858	1,091,322
売上総利益	1,931,884	2,117,062
販売費及び一般管理費	1,983,508	1,996,314
営業利益又は営業損失()	51,624	120,747
営業外収益		
受取利息及び配当金	542	1,658
助成金収入	7,679	5,782
受取手数料	133	4,954
その他	1,735	353
営業外収益合計	10,091	12,748
営業外費用		
支払利息	3,403	1,356
社債利息	353	223
為替差損	2,525	2,500
社債発行費償却	5,512	9,167
保険解約損	-	33,372
固定資産除却損	-	13,874
その他	-	8,005
営業外費用合計	11,795	68,502
経常利益又は経常損失()	53,328	64,994
特別利益		
関係会社株式売却益	2 36,611	2 -
事業譲渡益	3 -	3 15,008
特別利益合計	36,611	15,008
特別損失		
減損損失	78,546	-
社債償還損	-	61,446
特別損失合計	78,546	61,446
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	95,264	18,557
法人税、住民税及び事業税	6,349	21,231
法人税等調整額	-	25,000
法人税等合計	6,349	46,231
当期純損失()	101,613	27,673
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純損失()	101,613	27,673

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年12月31日)
当期純損失()	101,613	27,673
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	390	-
為替換算調整勘定	1,752	555
その他の包括利益合計	1,362	555
包括利益	100,250	27,118
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	100,250	27,118
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包 括利益 累計額合計			
当期首残高	548,276	193,349	711,357	485	29,783	390	8,388	8,778	971	-	39,534
当期変動額											
新株の発行	1,734	1,734			3,468						3,468
親会社株主に 帰属する当期 純損失（ ）			101,613		101,613						101,613
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）						390	1,752	1,362	4,705	-	6,068
当期変動額合計	1,734	1,734	101,613	-	98,145	390	1,752	1,362	4,705	-	92,076
当期末残高	550,010	195,083	812,970	485	68,361	-	10,141	10,141	5,677	-	52,542

当連結会計年度（自 2024年11月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包 括利益 累計額合計			
当期首残高	550,010	195,083	812,970	485	68,361	-	10,141	10,141	5,677	-	52,542
当期変動額											
新株の発行	534,355	534,355			1,068,710						1,068,710
親会社株主に 帰属する当期 純損失（ ）			27,673		27,673						27,673
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）							555	555	2,754	-	2,199
当期変動額合計	534,355	534,355	27,673	-	1,041,036	-	555	555	2,754	-	1,038,836
当期末残高	1,084,365	729,439	840,644	485	972,674	-	10,696	10,696	2,922	-	986,294

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	95,264	18,557
減価償却費	149,732	181,872
のれん償却額	59,130	13,449
賞与引当金の増減額(は減少)	7,360	74,647
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	37
受取利息及び受取配当金	542	1,658
助成金収入	7,679	5,782
支払利息	3,403	1,356
社債利息	353	223
保険解約損益(は益)	-	33,372
為替差損益(は益)	2,300	2,542
固定資産除却損	-	13,874
関係会社株式売却損益(は益)	36,611	-
事業譲渡損益(は益)	-	15,008
減損損失	78,546	-
社債償還損	-	61,446
売上債権の増減額(は増加)	31,247	245,510
棚卸資産の増減額(は増加)	24,025	5,783
仕入債務の増減額(は減少)	7,939	36,529
未払消費税等の増減額(は減少)	961	56,496
その他	19,937	46,834
小計	228,962	603,357
利息及び配当金の受取額	542	1,658
利息の支払額	3,862	1,553
法人税等の支払額	6,700	15,414
助成金の受取額	7,679	5,782
営業活動によるキャッシュ・フロー	226,621	593,829
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,162	99,592
有形固定資産の売却による収入	62	14
無形固定資産の取得による支出	144,344	165,437
保険積立金の積立による支出	30,027	17,357
保険積立金の解約による収入	-	147,081
敷金の差入による支出	63,136	57
事業譲渡による収入	-	3 23,000
貸付けによる支出	135	150
貸付金の回収による収入	48,532	150
敷金の回収による収入	-	69,223
投資有価証券の取得による支出	60	-
投資有価証券の売却による収入	955	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	28,778	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	2 17,987
投資活動によるキャッシュ・フロー	160,536	61,110
財務活動によるキャッシュ・フロー		
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	514,021	-
長期借入金の返済による支出	157,158	117,279
株式の発行による収入	3,468	545,536
社債の償還による支出	40,000	20,000
新株予約権の発行による収入	4,705	2,400
転換社債型新株予約権付社債の償還による支出	-	697,695

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年12月31日)
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	30,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	295,037	287,038
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,149	682
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	362,271	246,362
現金及び現金同等物の期首残高	400,862	763,133
現金及び現金同等物の期末残高	763,133	1,009,496

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

(2) 連結子会社の名称

想能信息科技有限公司

株式会社ジクウ

株式会社Innovation X Solutions

当連結会計年度から株式会社Innovation X Solutionsを連結の範囲に含めております。これは、当連結会計年度において株式会社Innovation X Solutionsの全株式を取得し、2025年12月26日をもって株式会社シャノンの連結子会社となったためであります。

2. 連結決算日の変更に関する事項

当社は、2025年4月21日開催の臨時株主総会の決議により、決算日を従来の10月31日から12月31日に変更しております。これに伴い、当連結会計年度は、2024年11月1日から2025年12月31日までの14ヶ月間となっております。

3. 持分法の適用に関する事項

該当する会社はありません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、株式会社Innovation X Solutions(3月31日)を除き、連結決算日と一致しております。株式会社Innovation X Solutionsについては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、当連結会計年度より、連結子会社の株式会社ジクウは決算日を10月31日から12月31日に変更しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 4～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 3～5年(社内における利用可能期間)

のれん 3～10年

商標権 10年

特許権 8年

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

償還期間(5年)で定額法により償却する方法を採用しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

マーケティングクラウド事業

主にBtoB（Business to Businessの略。企業を相手とした事業のことを意味します。）企業に対して、『SHANON MARKETING PLATFORM』のクラウドでの提供を軸に顧客企業のマーケティング業務の効率化・自動化等の支援、同サービス利用顧客企業のマーケティング戦略の立案・支援、メール・Webサイト等のマーケティングコンテンツの作成、効果分析、運用代行等のコンサルティングサービスを提供しており、プロフェッショナル売上とサブスクリプション売上から構成されています。

プロフェッショナル売上では、『SHANON MARKETING PLATFORM』の導入サービスやそれを含むマーケティングに関するコンサルティングサービス等を提供しており、顧客企業が要望する仕様等に合わせた導入作業やコンサルティング業務の成果物を顧客に納品する義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常、顧客への納品後に顧客が要求する仕様どおりに導入されていることや成果物を納品したことを顧客が検収確認した時点であることから、当該検収時点で収益を認識しております。

サブスクリプション売上では、契約者等に『SHANON MARKETING PLATFORM』及びサーバアプリケーションの利用権を提供する義務を負っております。当該利用権の提供に関しましては、顧客企業は契約期間にわたって便益を享受するため、時の経過に応じて履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

イベントクラウド事業

多くの出展企業を集めた大規模なイベントや展示会、企業によるプライベートショーにおいて、『SHANON MARKETING PLATFORM』を使った申込受付管理やバーコード・QRコード来場者認証、アフターフォローのメール運用等をワンストップで効率的に実現するクラウドサービスの提供に加えて、iPadでのアンケート、イベント用モバイルアプリ等、各種デジタルデバイスを活用したイベント・展示会等の開催・運営支援を行っております。当該サービスは顧客企業の要望に応じた仕様で申込受付フォーム等を構築し、それを用いて開催されるイベント会期において、申込受付や当日の来場認証等が、顧客の要望する仕様どおりに機能する義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、イベント会期が終了し顧客が検収した時点であることから、当該検収時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
ソフトウェア	266,937	256,737
ソフトウェア仮勘定	50,175	67,075

(2) 当連結会計年度において増加した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
ソフトウェア	100,358	157,494
ソフトウェア仮勘定	126,215	166,240

(3) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ソフトウェアの開発にあたっては、当該ソフトウェアにより獲得が期待される将来の収益が開発にかかる原価を上回るかどうか慎重に判断しています。

具体的には、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(企業会計基準委員会移管指針第8号最終改正2024年7月1日)に基づいて、開発コードを発番する際に当該ソフトウェアにより期待される将来の収益獲得が確実であり、かつ、将来の収益が開発にかかると想定される原価を上回ると判断された開発プロジェクトについて、発生原価をソフトウェア仮勘定に計上しております。また、開発が完了した際に再度その時点で当該ソフトウェアから獲得が期待される将来の収益が実際に開発に要した原価を上回ると判断された開発プロジェクトについて、ソフトウェア仮勘定をソフトウェア勘定に振り替えております。なお、開発の過程で当初想定していた将来の収益獲得や開発に要する原価の想定から大きな変更がある場合には、その時点で再度判断をしております。

上記の将来の収益獲得の見積りに変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表においてソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払消費税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた「未払消費税等」は43,491千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未払消費税等の増減額(は減少)」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた20,898千円は、「未払消費税等の増減額(は減少)」961千円、「その他」19,937千円と組み替えております。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2. 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(連結貸借対照表関係)

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
売掛金	443,823千円	223,105千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年12月31日)
給与手当	916,054千円	939,741千円
賞与引当金繰入額	37,217	93,984

2 関係会社株式売却益

前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

関係会社株式売却益は、当社の連結子会社であった後藤ブランド株式会社の全株式を譲渡したことによるものであります。

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

3 事業譲渡益

前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年12月31日)

当連結会計年度において計上した事業譲渡益は、株式会社Innovation & Co.へ当社の広告関連事業を譲渡したことによるものであります。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	85千円	- 千円
組替調整額	475	-
計	390	-
為替換算調整勘定		
当期発生額	1,752	555
その他の包括利益合計	1,362	555

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,173,900	6,800	-	3,180,700

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式総数は6,800株増加しています。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	254	-	-	254

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
	ストック・オプションとしての新株予約権(注)	-	-	-	-	-	5,677
合計		-	-	-	-	-	5,677

(注) 上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年11月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,180,700	2,745,500	-	5,926,200

(注) 普通株式の発行済株式の株式数の増加2,745,500株は、第14回新株予約権の行使による増加300株、第26回新株予約権の行使による増加1,342,600株、第27回新株予約権の行使による増加60,000株及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換による増加1,342,600株によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	254	-	-	254

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
	ストック・オプションとしての新株予約権(注)	-	-	-	-	-	2,922
合計		-	-	-	-	-	2,922

(注) 上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金	763,133千円	1,009,496千円
現金及び現金同等物	763,133千円	1,009,496千円

- 2 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳
株式の取得により新たに株式会社Innovation X Solutionsを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社Innovation X Solutions取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	122,919千円
固定資産	1,127
のれん	15,081
流動負債	39,128
株式会社Innovation X Solutionsの取得価額	100,000
株式会社Innovation X Solutionsの現金及び現金同等物	82,012
差引：株式会社Innovation X Solutions取得のための支出	17,987

- 3 当連結会計年度に事業の譲渡により減少した資産及び負債の主な内訳は次の通りであります。

流動資産	14,482千円
資産合計	14,482
流動負債	6,491
負債合計	6,491
事業譲渡益	15,008
事業の譲渡価額	23,000
現金及び現金同等物	-
差引：事業譲渡による収入	23,000

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
1年内	-	45,097
1年超	-	-
合計	-	45,097

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い預金等の金融資産で運用を行っております。また、資金調達については、事業に必要な運転資金及び設備資金を銀行借入や新株式発行により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、主に事業所等の建物の賃借に伴うものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に長期運転資金、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で3年4ヶ月後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、当社グループの与信管理規程に従い、定期的取引先の信用状況を把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

また、敷金については、貸主の信用状況を定期的に把握し、賃貸借期間を適切に設定することによりリスク低減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年10月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	140,350	139,513	836
資産計	140,350	139,513	836
(1) 長期借入金(2)	174,411	175,031	620
(2) 社債(3)	1,214,046	1,213,894	152
負債計	1,388,457	1,388,925	468

(1) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「未収入金」「支払手形及び買掛金」「未払金」「未払消費税等」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 長期借入金については1年以内返済予定分を含めております。

(3) 社債については1年以内償還予定分を含めております。

当連結会計年度（2025年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	67,968	57,745	10,223
資産計	67,968	57,745	10,223
(1) 長期借入金（ 2 ）	57,132	57,303	171
(2) 社債	40,000	40,110	110
負債計	97,132	97,413	281

（ 1 ） 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「未収入金」「支払手形及び買掛金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（ 2 ） 長期借入金については1年以内返済予定分を含めております。

（注1）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2024年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	763,133	-	-	-
受取手形、売掛金及び契約資産	443,823	-	-	-
敷金	65,032	75,317	-	-
合計	1,271,989	75,317	-	-

当連結会計年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,009,496	-	-	-
受取手形、売掛金及び契約資産	223,105	-	-	-
敷金	-	7,671	60,297	-
合計	1,232,602	7,671	60,297	-

（注2）社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2024年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	113,260	22,749	19,962	12,312	6,128	-
社債	40,000	40,000	-	1,134,046	-	-
合計	153,260	62,749	19,962	1,146,358	6,128	-

当連結会計年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	22,476	18,268	12,312	4,076	-	-
社債	40,000	-	-	-	-	-
合計	62,476	18,268	12,312	4,076	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年10月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年12月31日）

該当事項はありません。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年10月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	139,513	-	139,513
長期借入金	-	175,031	-	175,031
社債	-	1,213,894	-	1,213,894

当連結会計年度（2025年12月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	57,745	-	57,745
長期借入金	-	57,303	-	57,303
社債	-	40,110	-	40,110

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金、長期借入金及び社債

敷金、長期借入金及び社債の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年12月31日)
販売費及び一般管理費	-	222

2. スtock・オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金	-	2,400

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第14回 ストック・オプション	第21回 ストック・オプション	第28回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年9月15日	2020年9月10日	2025年9月12日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 - 当社従業員 22	当社取締役 4 当社従業員 -	当社取締役 5 当社従業員 7
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 8,800株	普通株式 120,000株	普通株式 160,000株
付与日	2015年9月16日	2020年9月28日	2025年10月2日
権利確定条件	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時、当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(1) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>(2) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p> <p>(3) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(4) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p>	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、2026年12月期及び2027年12月期の事業年度において、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益が、下記に定める水準を充たした場合のみ、それぞれに定められている割合(以下、「行使可能割合」という。)を上限として、本新株予約権を行使することができる。なお、当該行使可能割合の計算において、行使が可能となる新株予約権の個数が1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(a) 2026年12月期の営業利益が150百万円を超過した場合：行使可能割合20%</p> <p>(b) 2027年12月期の営業利益が300百万円を超過した場合：行使可能割合80%</p> <p>また、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。</p> <p>上記の条件達成に加えて、2027年10月1日から2027年12月31日までの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の株式時価総額の平均値(次式によって算出するものとする。)が40億円以上となった場合に限り、それ以降本新株予約権を行使することができる。時価総額=時価総額の算出日時点の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値×時価総額の算出日時点の当社発行済株式総数(自己株式数を除く)</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年9月17日～ 2025年1月27日	2020年9月28日～ 2030年9月27日	2028年1月1日～ 2030年12月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2021年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
ストック・オプションの数

	第14回 ストック・オプション	第21回 ストック・オプション	第28回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年9月15日	2020年9月10日	2025年9月12日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	160,000
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	160,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	4,100	120,000	-
権利確定	-	-	-
権利行使	300	-	-
失効	3,800	-	-
未行使残	-	120,000	-

(注) 2021年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

	第14回 ストック・オプション	第21回 ストック・オプション	第28回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年9月15日	2020年9月10日	2025年9月12日
権利行使価格(円)	500	960	414
行使時平均株価(円)	575	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	250	150

(注) 2021年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、株式分割後の価格に換算して記載しております。

4. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第28回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	第28回ストック・オプション
株価変動性(注)1	48.66%
予想残存期間(注)2	3.8年
予想配当(注)3	0円/株
無リスク利率(注)4	1.123%

- (注) 1. 2022年1月2日から2025年10月2日までの株価実績に基づき算定しております。
2. 権利行使までの期間を合理的に見積もることができないため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推定しております。権利行使期間の中間点は2029年7月1日と計算されるので、評価対象ストック・オプションの予想残存期間を3.8年としてその公正な評価単価を算定しております。
3. 直近の配当実績によっております。
4. 評価基準日における償還年月日2029年6月20日の超長期国債111の流通利回りであります。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。ただし、本新株予約権に付随する業績条件および時価総額条件の達成による権利確定の見込みについては、これを考慮して算定しております。

6. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	- 千円
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	22千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	18,314千円	37,501千円
減損損失	49,286	24,097
税務上の繰越欠損金(注)2	261,072	276,538
減価償却費超過額	8,668	11,422
その他	15,907	16,227
繰延税金資産小計	353,249	365,787
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	261,072	276,538
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	67,176	88,121
評価性引当額(注)1	328,249	364,659
繰延税金資産合計	25,000	1,127
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	25,000	1,127

(注)1. 評価性引当額が前連結会計年度末に比べ36,410千円増加しております。この増加の主な内容は、将来の回収可能性を検討した結果、当社において将来減算一時差異に係る評価性引当額を追加で計上したこと等によるものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	12,483	23,328	7,754	217,506	261,072
評価性引当額	-	-	12,483	23,328	7,754	217,506	261,072
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	20,774	8,101	247,662	276,538
評価性引当額	-	-	-	20,774	8,101	247,662	276,538
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9	23.9
敷金消却戻入	6.3	-
住民税均等割	1.6	27.2
評価性引当額の増減	32.4	186.0
未実現利益	7.6	0.7
税率変更による影響	-	44.0
連結子会社の税率差異	1.8	3.8
のれん償却額	17.6	22.2
その他	0.7	1.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.7	249.1

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであり
ます。

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)5.会計方針に関する事項(5)重要な引当金の計上基準」に同一の内容を記載
しているため、注記を省略しております。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における当社グループの契約残高の内訳は以下のとおりであります。連結貸借対照表上、顧客と
の契約から生じた債権は「受取手形、売掛金及び契約資産」に計上しており、契約負債は「前受金」に計上して
おります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じる債権(期首残高)	491,197	443,823
顧客との契約から生じる債権(期末残高)	443,823	223,105
契約負債(期首残高)	452,164	511,271
契約負債(期末残高)	511,271	448,632

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありませ
ん。なお、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要
性はありません。

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約か
ら生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。なお、残存履行義務に配分した取引価
格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に
含めておりません。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(1)株式会社Innovation X Solutionsの株式取得

取引の概要

- ・結合当事企業及びその事業の内容

名称：株式会社Innovation X Solutions(当社と同一の親会社を持つ会社)

事業内容：

- 1)法人営業に特化したマーケティングオートメーションツール「ListFinder」の提供
- 2)同システムを基軸としたコンサルティングサービスの提供
- 3)ウェブ上でセミナーを開催するためのウェビナーサービス「コクリポウェビナー」の運営

- ・企業結合日

2025年12月26日(みなし取得日は2025年12月31日)

- ・企業結合の法的形式

当社の親会社である株式会社イノベーションからの株式取得

- ・結合後企業の名称

変更はありません。

・取引の目的を含む取引の概要

本取引は、株式会社Innovation X Solutionsが提供する「List Finder」を、当社が提供する「SHANON MARKETING PLATFORM（以下、SMP）」へ統合するものです。これまで両サービスは、機能や価格帯の差異に基づきターゲット層を分けて展開してまいりましたが、今後は「List Finder」をラインナップに加えることで、より付加価値の高いマーケティング支援体制を構築することを目的として、本件株式取得を実施し、株式会社Innovation X Solutionsの議決権の100%を所有しました。

・被結合企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金）	100,000千円
取得原価	100,000千円

実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

当該取引に伴い移転直前に付されていた適正な帳簿価額により計上される受け入れた資産及び負債の額並びに主な内訳は以下となります。

流動資産	122,919千円
固定資産	1,127千円
資産合計	124,046千円
流動負債	39,128千円
負債合計	39,128千円

取得価額が受け入れた資産及び負債の帳簿価額を上回ったため、差額15,081千円はのれんとして計上し、3年間にわたり均等償却いたします。

（2）広告事業の譲渡

取引の概要

・対象となった事業の名称及びその事業の内容

シャノンが営むSHANON Ad Cloudを軸とした広告配信事業

・事業分離日

2025年9月30日

・事業分離の法的形式

当社を譲渡会社、株式会社Innovation & Co.（当社と同一の親会社を持つ会社）を譲受会社とする事業譲渡

・分離先企業の名称

株式会社Innovation & Co.

・取引の目的を含む取引の概要

本取引は、当社広告事業をグループ会社である株式会社Innovation & Co.へ譲渡するものです。本事業は、当社の他事業との相乗効果が乏しく収益貢献が困難な状況にありましたが、当社においては、本譲渡を通じて不採算部門を切り離すことで、将来的なリスク低減と収益構造の抜本的な改善を実現し、経営リソースの最適化を目的として本件事業譲渡を実施しました。

移転した事業の譲渡対価及び対価の種類ごとの内訳

譲渡の対価（現金）	23,000千円
譲渡原価	23,000千円

実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

移転した当該事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその内訳は以下となります。

流動資産	14,482千円
資産合計	14,482千円
流動負債	6,491千円
負債合計	6,491千円

当該移転した資産及び負債の帳簿価額と売却価額との差額15,008千円は事業譲渡益として特別利益に計上しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「マーケティングクラウド事業」及び「イベントクラウド事業」の2つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントに属する主要な製品及びサービスは、次のとおりであります。

(マーケティングクラウド事業)

主にBtoB企業に対して、『SHANON MARKETING PLATFORM』の提供を軸としたマーケティング業務の効率化・自動化支援、コンサルティングサービス、運用代行等を提供しております。また、デジタル広告の運用・コンサルティングを行う「広告事業」及びメタパースイベントプラットフォーム『ZIKU』を提供する「メタパース事業」を含んでおります。

(イベントクラウド事業)

大規模なイベントや展示会、プライベートショーにおいて、『SHANON MARKETING PLATFORM』を使った申込受付管理や来場者認証、各種デジタルデバイスを活用した開催・運営支援を行っております。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントを「サブスクリプション事業」から「マーケティングクラウド事業」に変更しております。詳細は「2. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は、前連結会計年度に不採算の広告事業の一部売却(連結子会社株式の譲渡)、追加機能開発の停止及び人員削減等によるメタパース事業の縮小を決定し、収益性重視の経営へシフトしております。今後は、主力事業であるサブスクリプション事業に経営リソースを集中させ、早期の黒字経営への回帰、財務体質改善を経営上の最優先課題としております。これらの課題に取り組むにあたり、各事業の位置づけを明確にするべく再検討を行った結果、広告事業及びメタパース事業については、主力事業であるサブスクリプション事業を支える付随サービスとしての性質が強くなったことを踏まえ、当連結会計年度より、これらを「サブスクリプション事業」に含めるとともに、その名称を「マーケティングクラウド事業」に変更いたしました。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表において採用している方法と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

また、「2. 報告セグメントの変更等に関する事項」に記載のとおり、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。これに伴い、前連結会計年度の報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法についても、変更後の区分に基づき作成したものを開示しております。

4. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額(注) 2
	マーケティング クラウド事業	イベント クラウド事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,724,069	482,673	3,206,743	-	3,206,743
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,724,069	482,673	3,206,743	-	3,206,743
セグメント利益又は損失 ()	210,596	43,426	254,023	305,647	51,624
セグメント資産	713,887	261,990	975,878	1,193,604	2,169,482
その他の項目					
減価償却費	110,499	27,003	137,503	12,228	149,732
のれん償却額	59,130	-	59,130	-	59,130
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	114,642	45,112	159,754	3,913	163,668

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1)セグメント利益又は損失の調整額 305,647千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社の一般管理費です。
 - (2)セグメント資産の調整額1,193,604千円は、主に現金及び預金、繰延税金資産及び管理部門に係る資産等、各報告セグメントに配賦されない全社資産であります。
2. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業損失と一致しております。

当連結会計年度（自 2024年11月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額(注) 2
	マーケティング クラウド事業	イベント クラウド事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,598,640	609,744	3,208,384	-	3,208,384
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,598,640	609,744	3,208,384	-	3,208,384
セグメント利益又は損失 ()	439,960	97,524	537,485	416,737	120,747
セグメント資産	637,515	195,403	832,919	1,165,462	1,998,382
その他の項目					
減価償却費	119,863	36,866	156,730	25,141	181,872
のれん償却額	13,449	-	13,449	-	13,449
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	153,098	30,050	183,149	101,111	284,260

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1)セグメント利益又は損失の調整額 416,737千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社の一般管理費です。
 - (2)セグメント資産の調整額1,165,462千円は、主に現金及び預金及び管理部門に係る資産等、各報告セグメントに配賦されない全社資産であります。
2. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ぴあ株式会社	432,994	マーケティングクラウド事業

当連結会計年度（自 2024年11月1日 至 2025年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

マーケティングクラウド事業において、固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当連結会計年度において、78,546千円であります。

当連結会計年度（自 2024年11月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

(単位：千円)

	マーケティングクラウド事業	イベントクラウド事業	全社・消去	合計
当期償却額	59,130	-	-	59,130
当期末残高	79,114	-	-	79,114

(のれんの金額の重要な変動)

当連結会計年度に後藤ブランド株式会社の株式の全てを売却したことにより、マーケティングクラウド事業においてのれんが減少しております。

当連結会計年度（自 2024年11月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	マーケティング クラウド事業	イベント クラウド事業	全社・消去	合計
当期償却額	13,449	-	-	13,449
当期末残高	80,745	-	-	80,745

（のれんの金額の重要な変動）

当連結会計年度に株式会社Innovation X Solutionsの株式100%を取得したことにより、マーケティングクラウド事業におけるのれんが増加しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年11月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

（1）連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

種類	会社等の名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	中村 健一郎	-	-	当社 取締役	被所有 直接 20.91%	当社 取締役	資金の回収 (注)1	31,000	-	-
役員	永島 毅一郎	-	-	当社 執行役員 (注)2	被所有 直接 9.92%	当社 執行役員 (注)2	資金の回収 (注)1	17,367	-	-

(注)1. 資金の貸付及び資金の借入にかかる利率については市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

2. 永島毅一郎は、2024年1月26日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって当社の取締役の任期を満了したため、関連当事者ではなくなっております。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

当連結会計年度（自 2024年11月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年11月1日 至 2025年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高
親会社	株式会社イノベーション	東京都渋谷区	410,215	オンラインメディア事業	被所有 56.71%	役員の兼任 1名	株式会社 Innovation X Solutions株式の取得	100,000	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 業務の受託と業務の委託については、両社合意の上で契約内容に基づき決定しております。
(2) 外部専門家による鑑定評価額を参考に、両社協議の上で決定しております。

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社

前連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年11月1日 至 2025年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高
親会社の子会社	株式会社 Innovation & Co.	東京都渋谷区	15,000	マーケティングオートメーションツールの開発、販売等	-	広告サービスの紹介料、委託費	事業譲渡(注) 譲渡資産合計 譲渡負債合計 譲渡対価 譲渡利益	14,482 6,491 23,000 15,008	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

事業譲渡については当社の広告事業を譲渡したものであり、譲渡対価は外部専門家による鑑定評価額を参考に両社協議の上で決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年11月1日 至 2025年12月31日）

株式会社イノベーション(東京証券取引所グロース市場に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	18.31円	165.94円
1株当たり当期純損失金額()	31.97円	5.18円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-円	-円

(注) 1株当たり当期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純損失金額()		
親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	101,613	27,673
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 ()(千円)	101,613	27,673
普通株式の期中平均株式数(株)	3,178,755	5,339,466
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の 概要	-	-

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、2026年2月20日開催の取締役会において、2026年3月30日開催予定の第25期定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議いたしました。

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的 繰越利益剰余金の欠損を補填して財務体質の健全化を図るとともに、今後の税負担の軽減及び機動的な資本政策を可能にすることを目的としております。

(2) 減少すべき資本金及び資本準備金の額

減少すべき資本金の額 : 984,365,304円 (減少後の資本金 : 100,000,000円)
減少すべき資本準備金の額 : 729,439,119円 (減少後の資本準備金 : 0円)

(3) 剰余金の処分の内容 資本金及び資本準備金の減少により生じるその他資本剰余金1,713,804,423円を繰越利益剰余金へ振り替え、欠損補填に充当いたします。

(4) 日程

取締役会決議日 : 2026年2月20日
株主総会決議日 : 2026年3月30日 (予定)
効力発生日 : 2026年3月31日 (予定)

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
(株)シャノン	第2回無担保社債	2021年 7月12日	80,000 (40,000)	40,000 (40,000)	0.27	なし	2026年 7月10日

(注) 1. ()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
40,000	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	113,260	22,476	0.87	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	61,151	34,656	0.55	2026年～2029年
合計	174,411	57,132	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	18,268	12,312	4,076	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (千円)	1,436,098	3,208,384
税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額() (千円)	131,701	18,557
親会社株主に帰属する中間(当期)純損失金額() (千円)	157,359	27,673
1株当たり中間(当期)純損失金額() (円)	34円62銭	5円18銭

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	745,512	910,236
受取手形、売掛金及び契約資産	1 475,889	1 221,000
仕掛品	27,065	21,093
関係会社短期貸付金	-	1 137,500
前払費用	135,851	126,927
立替金	109,982	122,635
その他	1 26,455	1 22,676
貸倒引当金	171,252	303,387
流動資産合計	1,349,504	1,258,682
固定資産		
有形固定資産		
建物	70,972	74,509
減価償却累計額	50,894	12,004
建物(純額)	20,078	62,505
工具、器具及び備品	21,776	47,783
減価償却累計額	15,264	20,452
工具、器具及び備品(純額)	6,511	27,331
有形固定資産合計	26,589	89,836
無形固定資産		
ソフトウェア	273,283	275,971
ソフトウェア仮勘定	66,567	71,249
のれん	79,114	66,083
商標権	34	13
その他	4,634	5,507
無形固定資産合計	423,633	418,826
投資その他の資産		
関係会社株式	0	100,000
関係会社出資金	20,000	20,000
関係会社長期貸付金	157,000	1 32,500
敷金	136,603	66,588
保険積立金	188,896	26,849
繰延税金資産	25,000	-
その他	1 7,077	1 6,451
貸倒引当金	157,000	32,500
投資その他の資産合計	377,577	219,889
固定資産合計	827,800	728,551
繰延資産		
社債発行費	9,597	430
繰延資産合計	9,597	430
資産合計	2,186,902	1,987,663

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	60,676	22,170
1年内返済予定の長期借入金	96,932	10,164
1年内償還予定の社債	40,000	40,000
未払金	131,306	138,778
未払費用	33,409	38,387
未払法人税等	10,912	28,869
未払消費税等	42,694	99,790
前受金	507,287	441,129
預り金	16,143	11,027
賞与引当金	50,097	120,000
債務保証損失引当金	16,238	12,312
流動負債合計	1,005,698	962,630
固定負債		
社債	1,174,046	-
長期借入金	18,087	5,956
債務保証損失引当金	43,064	28,700
固定負債合計	1,235,197	34,656
負債合計	2,240,895	997,286
純資産の部		
株主資本		
資本金	550,010	1,084,365
資本剰余金		
資本準備金	195,083	729,439
資本剰余金合計	195,083	729,439
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	804,279	825,864
利益剰余金合計	804,279	825,864
自己株式	485	485
株主資本合計	59,670	987,453
新株予約権	5,677	2,922
純資産合計	53,992	990,376
負債純資産合計	2,186,902	1,987,663

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年12月31日)
売上高	3,032,723	3,202,134
売上原価	1,250,764	1,113,161
売上総利益	1,781,959	2,088,972
販売費及び一般管理費	2 1,817,910	2 1,972,231
営業利益又は営業損失()	35,951	116,741
営業外収益		
受取利息	1 2,486	1 1,623
助成金収入	6,243	5,782
受取手数料	12,133	4,954
雑収入	1 672	-
債務保証取崩益	-	18,290
その他	1,335	1,751
営業外収益合計	22,871	32,401
営業外費用		
支払利息	2,177	970
社債利息	353	223
為替差損	2,487	2,542
社債発行費償却	5,512	9,167
貸倒引当金繰入額	4 84,609	4 10,034
保険解約損	-	33,372
固定資産売却損	-	13,824
その他	-	8,005
営業外費用合計	95,140	78,141
経常利益又は経常損失()	108,219	71,000
特別利益		
関係会社株式売却益	18,757	-
事業譲渡益	-	15,008
特別利益合計	18,757	15,008
特別損失		
債務保証損失引当金繰入額	4 59,302	-
社債償還損	-	61,446
減損損失	5 42,058	-
特別損失合計	101,360	61,446
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	190,823	24,563
法人税、住民税及び事業税	2,146	21,149
法人税等調整額	-	25,000
法人税等合計	2,146	46,149
当期純損失()	192,969	21,585

(売上原価明細書)

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)		当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		419,234	29.4	409,566	30.4
経費		1,008,820	70.6	939,658	69.6
当期総製造費用		1,428,054	100	1,349,225	100
仕掛品期首棚卸高		50,252		27,065	
合計		1,478,306		1,376,290	
仕掛品期末棚卸高		27,065		21,093	
他勘定振替高		200,476		242,036	
当期売上原価		1,250,764		1,113,161	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	624,359	489,277
減価償却費	134,930	160,157

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア仮勘定	130,767	177,476
その他	69,708	64,560
計	200,476	242,036

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	548,276	193,349	193,349	611,309	611,309	485	129,830
当期変動額							
新株の発行	1,734	1,734	1,734				3,468
当期純損失（ ）				192,969	192,969		192,969
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	1,734	1,734	1,734	192,969	192,969	-	189,501
当期末残高	550,010	195,083	195,083	804,279	804,279	485	59,670

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	390	390	971	131,192
当期変動額				
新株の発行				3,468
当期純損失（ ）				192,969
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	390	390	4,705	4,315
当期変動額合計	390	390	4,705	185,185
当期末残高	-	-	5,677	53,992

当事業年度（自 2024年11月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	550,010	195,083	195,083	804,279	804,279	485	59,670
当期変動額							
新株の発行	534,355	534,355	534,355				1,068,710
当期純損失（ ）				21,585	21,585		21,585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	534,355	534,355	534,355	21,585	21,585	-	1,047,124
当期末残高	1,084,365	729,439	729,439	825,864	825,864	485	987,453

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	-	-	5,677	53,992
当期変動額				
新株の発行				1,068,710
当期純損失（ ）				21,585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			2,754	2,754
当期変動額合計	-	-	2,754	1,044,369
当期末残高	-	-	2,922	990,376

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 3～5年(社内における利用可能期間)

商標権 10年

のれん 10年

特許権 8年

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

償還期間(5年)で定額法により償却する方法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

マーケティングクラウド事業

主にBtoB(Business to Businessの略。企業を相手とした事業のことを意味します。)企業に対して、『SHANON MARKETING PLATFORM』のクラウドでの提供を軸に顧客企業のマーケティング業務の効率化・自動化等の支援、同サービス利用顧客企業のマーケティング戦略の立案・支援、メール・Webサイト等のマーケティングコンテンツの作成、効果分析、運用代行等のコンサルティングサービスを提供しており、プロフェッショナル売上とサブスクリプション売上から構成されています。

プロフェッショナル売上では、『SHANON MARKETING PLATFORM』の導入サービスやそれを含むマーケティングに関するコンサルティングサービス等を提供しており、顧客企業が要望する仕様等に合わせた導入作業やコンサルティング業務の成果物を顧客に納品する義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点

は、通常、顧客への納品後に顧客が要求する仕様どおりに導入されていることや成果物を納品したことを顧客が検収確認した時点であることから、当該検収時点で収益を認識しております。

サブスクリプション売上では、契約者等に『SHANON MARKETING PLATFORM』及びサーバアプリケーションの利用権を提供する義務を負っております。当該利用権の提供に関しましては、顧客企業は契約期間にわたって便益を享受するため、時の経過に応じて履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

イベントクラウド事業

多くの出展企業を集めた大規模なイベントや展示会、企業によるプライベートショーにおいて、『SHANON MARKETING PLATFORM』を使った申込受付管理やバーコード・QRコード来場者認証、アフターフォローのメール運用等をワンストップで効率的に実現するクラウドサービスの提供に加えて、iPadでのアンケート、イベント用モバイルアプリ等、各種デジタルデバイスを活用したイベント・展示会等の開催・運営支援を行っております。当該サービスは顧客企業の要望に応じた仕様で申込受付フォーム等を構築し、それをを用いて開催されるイベント会期において、申込受付や当日の来場認証等が、顧客の要望する仕様どおりに機能する義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、イベント会期が終了し顧客が検収した時点であることから、当該検収時点で収益を認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 関係会社向け金銭債権及び債務保証損失の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当社は、当初の子会社である株式会社ジクウ（以下、「ジクウ」という。）に対して、以下のとおり、貸付金および金銭債権を保有するとともに、ジクウの金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

関係会社短期貸付金及び関係会社長期貸付金	170,000千円
金銭債権	165,850千円
金融機関からの借入に対する債務保証	41,012千円
関係会社短期貸付金及び関係会社長期貸付金並びに 金銭債権に対する貸倒引当金	335,850千円
債務保証損失引当金	41,012千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当該金銭債権は貸倒懸念債権に分類し、キャッシュ・フロー見積法により回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

また、債務保証による損失に備えるため、被保証先の財政状態を勘案し、損失の発生可能性が高い場合、損失見積額を債務保証損失引当金として計上することとなります。

回収不能見込額及び債務保証による履行の可能性の見積りは、ジクウの事業計画に基づいた実現可能性の高い収益見積額とそれに必要な支出見積額、及び資金繰りの見通しなどを考慮して見積もっています。なお、回収不能見込額はジクウの資金繰りの動向など当初の見積りに用いた仮定が変化した場合に増減する可能性があること、及び、債務保証の履行の可能性の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の資産計上

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
ソフトウェア	273,283	275,971
ソフトウェア仮勘定	66,567	71,249

(2) 当事業年度において増加した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)

ソフトウェア	103,333	170,064
ソフトウェア仮勘定	130,767	177,476

(3) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払消費税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業会計年度の財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた「未払消費税等」は42,694千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
短期金銭債権	171,252千円	312,354千円
長期金銭債権	162,986	32,500
短期金銭債務	37,681	43,272

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年12月31日)
営業取引以外の取引による取引高	13,768千円	29,200千円

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年12月31日)
給与手当	865,224千円	932,408千円
減価償却費	12,413	32,652
賞与引当金繰入額	32,017	89,334
貸倒引当金繰入額	4,774	510
おおよその割合		
販売費	64.67%	58.5%
一般管理費	35.33	41.5

3. 関係会社株式売却益

前事業年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

当社の連結子会社であった後藤ブランド株式会社の全株式を譲渡したことによるものであります。

当事業年度（自 2024年11月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

4. 事業譲渡益

前事業年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年11月1日 至 2025年12月31日）

当社の広告関連事業を譲渡したことにより、事業譲渡益15,008千円を特別利益に計上しております。

5. 貸倒引当金繰入、債務保証損失引当金繰入

前事業年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

当社の連結子会社である株式会社ジクウの財政状態及び経営成績を勘案し、債権にかかる将来の回収可能性等を考慮した結果、貸倒引当金繰入89,384千円、債務保証損失引当金繰入59,302千円を計上しております。

当事業年度（自 2024年11月1日 至 2025年12月31日）

当社の連結子会社である株式会社ジクウの財政状態及び経営成績を勘案し、債権にかかる将来の回収可能性等を考慮した結果、貸倒引当金繰入10507千円を計上しております。

6. 社債償還損

前事業年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年11月1日 至 2025年12月31日）

当社が発行した第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還し、計上したものであります。

（有価証券関係）

関係会社株式及び関係会社出資金

関係会社株式及び関係会社出資金は、市場価格のない株式等のため、関係会社株式及び関係会社出資金の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の関係会社株式及び関係会社出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
関係会社株式	0	100,000
関係会社出資金	20,000	20,000

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	15,342千円	36,749千円
減損損失	12,880	27
税務上の繰越欠損金	177,678	166,788
貸倒引当金	100,526	107,556
債務保証損失引当金	18,161	12,926
減価償却費超過額	8,668	8,583
その他	12,512	18,511
繰延税金資産小計	345,769	351,144
評価性引当額	320,769	351,144
繰延税金資産合計	25,000	-
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	25,000	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0	18.0
敷金償却戻入	3.1	-
のれん償却費	1.8	16.2
住民税均等割	0.7	20.2
税率変更による影響	-	34.3
評価性引当額	30.0	137.0
その他	1.4	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.1	187.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期 末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	70,972	64,234	60,697	74,509	12,004	21,807	62,505
工具、器具及び備品	21,776	35,616	9,608	47,783	20,452	13,361	27,331
有形固定資産計	92,748	99,850	70,305	122,293	32,456	35,168	89,836
無形固定資産							
ソフトウェア	1,630,353	170,064	10,859	1,789,558	1,513,587	156,516	275,971
ソフトウェア仮勘定	66,567	177,476	172,794	71,249	-	-	71,249
のれん	127,417	-	-	127,417	61,334	13,030	66,083
商標権	178	-	-	178	164	20	13
特許権	2,050	1,762	374	3,438	538	468	2,899
特許権仮勘定	3,028	1,342	1,762	2,607	-	-	2,607
無形固定資産計	1,829,222	350,644	185,415	1,994,451	1,575,625	170,036	418,826
繰延資産							
社債発行費	26,748	-	-	26,748	26,317	9,167	430
繰延資産計	26,748	-	-	26,748	26,317	9,167	430

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社オフィス内装工事	64,234千円
ソフトウェア	『SHANON MARKETING PLATFORM』のバージョンアップ	169,944千円
ソフトウェア仮勘定	開発中のソフトウェア(既存機能のバージョンアップ)	177,476千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	ソフトウェア勘定への振替	169,944千円
-----------	--------------	-----------

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金(注)	328,252	335,887	-	328,252	335,887
賞与引当金	50,097	120,000	50,097	-	120,000
債務保証損失引当金	59,302	41,012	-	59,302	41,012

(注) 貸倒引当金の金額は、貸借対照表上の流動資産及び投資その他の資産に対する貸倒引当金の合計額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	該当事項はありません。 該当事項はありません。 該当事項はありません。 該当事項はありません。
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.shanon.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社の金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等は、株式会社イノベーションであります。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第24期（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）2025年1月31日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年1月31日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

(25期中)（自 2024年11月1日 至 2025年1月31日）

2025年6月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2024年11月6日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書（代表者の異動）であります。

2024年11月6日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の各規定に基づく臨時報告書（親会社及び主要株主の異動）であります。

2025年1月30日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書（代表者の異動）であります。

2025年2月4日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書（株主総会における議決権行使の結果）であります。

2025年4月21日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（臨時株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2025年4月21日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書（代表者の異動）であります。

2025年10月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（親会社又は特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。

2026年2月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書であります。

(5) 半期訂正報告書及び確認書

2025年9月19日関東財務局長に提出

(25期中)（自 2024年11月1日 至 2025年1月31日）の半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(6) 意見表明報告書

2024年12月16日関東財務局長に提出

株式会社イノベーションによる当社普通株式に対する公開買付けに賛同する旨の意見表明報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月27日

株式会社シャノン

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩本 展枝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水池 誠

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シャノンの2024年11月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シャノン及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、2026年2月20日開催の取締役会において、2026年3月30日開催予定の第25期定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、前連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査上の主要な検討事項として、以下の事項を記載した。

・ イベントクラウド事業の固定資産に係る減損損失の認識の判定

当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査等委員会とコミュニケーションを行った事項の中から、特別な検討を必要とするリスク又は重要な虚偽表示リスクが高いと評価した領域の変化、会社が重要な判断を行った連結財務諸表の領域に関連する当監査法人の重要な判断、当連結会計年度において発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響等、また監査における相対的な重要性や会社に特有の事項を考慮して、監査上の主要な検討事項とする事項について検討した。

その結果、当連結会計年度の連結財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項は、前連結会計年度の監査上の主要な検討事項から「自社制作のソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の資産計上額の妥当性」を追加し、「イベントクラウド事業の固定資産に係る減損損失の認識の判定」を除外し、以下の事項とした。

・ 自社制作のソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の資産計上額の妥当性

自社制作のソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の資産計上額の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社シャノン（以下「会社」という。）はマーケティングオートメーションツールをサブスクリプションサービスとして提供しており、当該事業に関連して自社制作したソフトウェアを資産計上している。</p> <p>【連結財務諸表】【注記事項】（重要な会計上の見積り）(1)(2)に記載のとおり、連結財務諸表においてソフトウェアが256,737千円、ソフトウェア仮勘定が67,075千円（合わせて総資産の16.2%）計上されており、当連結会計年度において新たに資産計上されたソフトウェアは157,494千円、ソフトウェア仮勘定は166,240千円である。</p> <p>【連結財務諸表】【注記事項】（重要な会計上の見積り）(3)に記載のとおり、会社は「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」に基づいて、ソフトウェアにより期待される将来の収益獲得が確実であり、かつ、将来の収益が開発にかかると想定される原価を上回ると判断された開発プロジェクトについて、発生原価をソフトウェア仮勘定に計上している。また、開発が完了した際に再度その時点で当該ソフトウェアから獲得が期待される将来収益が実際に開発に要した原価を上回ると判断された開発プロジェクトについて、ソフトウェア仮勘定をソフトウェアに振り替えている。</p> <p>当該経営者による判断には見積りの不確実性が伴い、適切な判断がされなかった場合には、資産計上の要件を満たさない発生原価が資産化されることにより、資産及び利益が過大に計上される可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、自社制作のソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の資産計上額の妥当性は、連結財務諸表の監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、自社制作のソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の資産計上額の妥当性を評価するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>自社制作のソフトウェア及びソフトウェア仮勘定のソフトウェアの資産計上額の妥当性に関する会社の内部統制の有効性を評価するため、以下の統制に係る整備及び運用状況の評価手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトウェアの開発開始時の資産化の判断を経営者が確認し、承認する統制 ・ 開発プロジェクトの進捗状況に関する月次報告を経営者が確認し、承認する統制 <p>(2) ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の資産計上額の妥当性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトウェアの開発開始の稟議の承認時の資産計上の判断について、案件の制作期間、開発にかかると想定される原価、開発機能の内容ごとに開発プロジェクトの性質を理解した上で想定開発原価、開発機能の内容ごとにプロジェクトの性質を理解した上で、開発開始の稟議の承認時の開発計画（以下「開発計画」という。）及び稟議書の閲覧、経営者への質問を行い、資産計上の判断根拠の妥当性を検討した。 ・ 開発計画の制作期間及び開発にかかると想定される原価について、当期に資産計上されたソフトウェア仮勘定に係る開発プロジェクトの経過制作期間及び発生原価の実績を比較し差異原因を分析することで計上額の妥当性を検討した。 ・ 開発が完了した開発プロジェクトについて、開発計画及び開発完了時の稟議の承認時の稟議書を閲覧し、開発計画の製作期間、開発にかかると想定される原価及び開発機能の内容と開発完了時の実際の制作期間、発生原価及び開発機能の内容に重要な相違がなく、当該ソフトウェアから獲得が期待される将来収益が実際に開発に要した原価を上回るとした会社の判断結果の妥当性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社シャノンの2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社シャノンが2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月27日

株式会社シャノン

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩本 展枝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水池 誠

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シャノンの2024年11月1日から2025年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シャノンの2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、2026年2月20日開催の取締役会において、2026年3月30日開催予定の第25期定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、前事業年度の財務諸表の監査において、監査上の主要な検討事項として、以下の事項を記載した。

・ イベントクラウド事業の固定資産に係る減損損失の認識の判定

当事業年度の財務諸表の監査において、監査等委員会とコミュニケーションを行った事項の中から、特別な検討を必要とするリスク又は重要な虚偽表示リスクが高いと評価した領域の変化、会社が重要な判断を行った財務諸表の領域に関連する当監査法人の重要な判断、当事業年度において発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響等、また監査における相対的な重要性や会社に特有の事項を考慮して、監査上の主要な検討事項とする事項について検討した。

その結果、当事業年度の財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項は、前事業年度の監査上の主要な検討事項から「自社制作のソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の資産計上額の妥当性」を追加し、「イベントクラウド事業の固定資産に係る減損損失の認識の判定」を除外し、以下の事項とした。

・ 自社制作のソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の資産計上額の妥当性

自社制作のソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の資産計上額の妥当性

会社は【財務諸表】【注記事項】（重要な会計上の見積り）2. (1)(2)に記載のとおり、財務諸表においてソフトウェアが275,971千円、ソフトウェア仮勘定が71,249千円（合わせて総資産の17.4%）計上されており、当事業年度において新たに資産計上されたソフトウェアは170,064千円、ソフトウェア仮勘定は177,476千円である。

監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（自社制作のソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の資産計上額の妥当性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。